

第2章 機構及び定員の改正	27
1．平成17年度機構・定員内示の概要	27
第3章 予算の概要	28
1．概算要求に当たっての基本的な方針	28
2．予算編成スケジュール	33
3．概算要求の概要	34
4．予算の概要	42
4．1．平成17年度経済産業省予算案の概要	42
4．2．平成17年度中小企業対策関連予算案及び財政投融资計画の概要	50
4．3．平成17年度資源エネルギー関係予算案の概要	56
4．4．平成17年度知的財産政策関連予算案等の概要	74
4．5．平成17年度産業技術関連予算案の概要	77
4．6．平成17年度原子力安全・保安院予算内示の概要	82
4．7．平成17年度経済産業省関係補正予算の概要	87
第4章 税制改正の概要	88
1．平成17年度税制改正について	88
第5章 財政投融资の概要	106
1．平成17年度経済産業省関係財政投融资計画の概要	106

第2章 機構及び定員の改正

1. 平成17年度機構・定員内示の概要

平成17年度機構・定員内示の概要

平成16年12月

経済産業省

新産業の創造、知的財産戦略、原子力安全、消費者保護など、広範にわたる諸課題に効率的に対処するため、平成17年度の経済産業省の機構・定員を、以下のとおり整備することとする。

定員

(1) 知的財産政策（新規定員 128人、うち任期付審査官98人）

特許審査の迅速化を図るため、任期付審査官を昨年と同数増員。

(2) 原子力安全行政（新規定員 26人）

核物質防護（原子力施設へのテロ対策）、クリアランス制度（放射性廃棄物として扱う必要がないものの選別）の体制を強化。

(3) 消費者保護行政（新規定員 36人）

商品先物取引の検査・監督、勧誘販売の規制などの執行体制を整備。

(4) メリハリをつけた定員配置（削減合計 ▲145人）

計画的な削減に加え、大幅な業務の合理化により当省の定員を再配置する。

5年間で▲10%の与党目標との関係では、初年度約▲1.7%を着実に実施。

<参考>（単位：人）

平成16年度末	経済産業省定員	8,483
平成17年度	計画削減	▲92
"	その他減	▲59（合理化減▲53、振替減▲6）
"	増員	+216（新規増112、任期付審査官98、振替増6）
平成17年度末	経済産業省定員	8,548

機構

(1) 新産業の創造

「新産業創造戦略」等を踏まえ、大臣官房参事官（高度デバイス産業担当）、企画官（ナノテクノロジー・材料戦略担当）を新設。

(2) 知的財産政策

特許庁審判長を、昨年に引き続き1増設。

(3) 消費者保護行政

商品先物取引のトラブル防止のため、監督室を新設。

(4) その他

地方の鉱山保安監督部を、産業保安監督部に改組。

原子力安全・保安院に、クリアランス管理企画官を設置。

経済連携協定（EPA）の実施に伴い、原産地証明室を新設。

第3章 予算の概要

1. 概算要求に当たっての基本的な方針

平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

平成16年7月30日
閣議了解

平成17年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定。以下「基本方針2004」という。)を踏まえ、平成16年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出及び一般歳出の水準については、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化する。このため、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施する。また、これにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。

平成17年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行うものとする。
なお、平成16年度予算の執行に当たっても、行政経費等既定経費の一部について、その執行を留保するものとする。

記

1. 各省庁は、各所管ごとに、以下の(1)、及び(2)に規定する要望の上限額並びに(2)に規定する額の範囲内において、適正に積算を行い、要求・要望を行うものとする。なお、下記の公共投資関係費及びその他の経費には、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第2条第1項第2号、第2条の2第1項及び第7条第6項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費を含まないものとする。

(1) 公共投資関係費

公共事業関係費及びその他施設費(以下「公共投資関係費」という。)に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に100分の97を乗じた額の範囲内に抑制する。

公共投資関係費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に100分の97を乗じた額(以下(1)において「要望基礎額」という。)を算出した上で、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

公共投資関係費の要望に当たり、既存事業の廃止等の抜本的見直しを行った場合は、各所管ごとに、前年度当初予算における上記の見直しによる削減額に相当する額を、に規定する要望の上限額に加算することができる。

なお、公共投資全般について、予算編成過程等において、

- イ 費用対効果分析等の客観的な評価に基づく採択の必要性の検証、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底することにより、事業の厳格な選択を行う。
- ロ 既存ストックの有効活用、事業間の連携の強化、民間委託や民間資金等活用事業(PFI)の積極的活用、執行段階における競争促進や単価の適正化、電子入札の拡大、集中投資による事業期間の短縮化等を行うことにより、事業の透明性を十分確保しつつ、コストの縮減を推進し、財政資金の一層効率的な使用による事業量の確保に努める。

- ハ 国と地方の役割分担の明確化等の観点から、引き続き直轄事業及び補助事業の見直しを行う。

ニ 政策目的に照らし、公共事業から公共事業以外のより適切な政策手段へのシフトを図るなど、公共事業及び非公共事業の区分にとられない配分を行う。

ホ 地域間の予算配分が合理的なものとなるよう、社会資本の整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。

(2) その他の経費

義務的経費

イ 以下の()ないし()及び(注)に掲げる経費(以下「義務的経費」という。)については、各所管ごとに、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、3要求するものとする。ただし、人件費に係る平年度化等の増減については、上記の額に加減算する。

また、補充費途として指定されている経費等(年金、医療等に係る経費に限る。)については、高齢化等に伴う増加等から各般にわたる制度・施策の見直しによる削減・合理化を図ることとし、その増(各所管計8,600億円)の範囲内において、上記の額に加算することができる。

() 補充費途として指定されている経費

() 人件費

() 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費

() 国家機関費(一般行政費を除く。)及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額

() 予備費及び産業投資特別会計へ繰入れに要する経費

(注) 平成16年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の減、平成17年度の国勢調査の実施に必要な経費の増等については、上記の金額に加減算する。

ロ 義務的経費については、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図ることとする。

なお、各省庁は要求に当たり、制度の見直し(国庫補助負担金の一般財源化及び既存債務の繰延べ等)の見直し並びにイの規定に基づき加算が認められる経費(人件費を除く。)及び特定の歳入をもって財源に充てることとされている経費に係る見直しを除く。)により、各所管ごとに要求額がイに規定する額を下回る場合は、その差額の範囲内において、前年度当初予算における上記の見直しによる削減額に相当する額を、(1)又は(2)イに規定する要望基礎額に加算することができる。

裁量的経費

イ その他の経費のうち、義務的経費を除く経費(以下「裁量的経費」という。)に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額(科学技術振興費に相当する額を除く。)に100分の98を乗じた額に、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額のうち科学技術振興費に相当する額を加算した額を上限として縮減を図る。

なお、政府開発援助に必要な経費については、我が国にふさわしい姿を目指し、諸外国の動向や外交を戦略的に展開するための適切な水準を見極めつつ、その内容を精査し、効率化を進める。

裁量的経費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額(科学技術振興費に相当する額を除く。)に100分の98を乗じた額に、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額のうち科学技術振興費に相当する額を加算した額(以下(2)において「要望基礎額」という。)を算出した上で、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

ロ 裁量的経費の要望に当たり、既存施策の廃止等の抜本的見直しを行った場合は、各所管ごとに、前年度当初予算における上記の見直しによる削減額に相当する額を、イに規定する要望の上限額に加算することができる。

(3) 公共投資関係費及び裁量的経費の要望の調整

公共投資関係費及び裁量的経費の要望については、(1) 及び (2) の規定に従って算出される額の合計額の範囲において、両経費間で所要の調整をすることができる。

(4) 各経費の重点化・効率化

「基本方針 2004」を踏まえ、従来にも増して、歳出全体の徹底した洗い直しを行い、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することにより、社会経済情勢の変化を踏まえ緊要と考えられる施策等に必要な経費の確保を図ることとする。このため、上記の各経費の重点化・効率化に当たっては、「基本方針 2004」の第 3 部 2 (3)「重点化の考え方」等を踏まえ、「活力ある社会・経済の実現に向けた重点 4 分野（人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応）」へ施策を集中し、「重点強化期間」の主な改革及び経済活性化に向けた重点施策を推進することとする。

各省庁の要求・要望に当たっては、上記のような重点化・効率化の考え方に真にふさわしい施策・事業に重点を置くこととする。その際、(1) 、(2) 口及び(2) 口に規定する要望額及び要望基礎額の加算に係る措置を活用するものとする。なお、上記の「重点化の考え方」を踏まえた重点課題に係る要求・要望については、重点化・効率化を図るにふさわしい成果目標を明らかにすることとする。

また、民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革等の施策と予算の組合せ（「政策群」）という手法については、府省間の連携をより強化し、対象を拡充する。

2. なお、各省庁は、各所管ごとに、社会資本整備特別措置法第 2 条第 1 項第 2 号、第 2 条の 2 第 1 項及び第 7 条第 6 項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費について、適正に積算を行い、要求するものとする。

3. 上記による要求・要望に当たっては、行政の効率化・簡素化を進め、財源を最大限有効に活用するとの観点から、近年の物価水準の動向、規格・仕様の見直しによる単価の縮減、予算執行の状況並びに決算の状況及び審査結果等を適切に反映するなど積算を適正に行うとともに、施策の優先順位の厳しい選択や制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを行うなど、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すこととする。また、「行政効率化推進計画」（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ）を着実に推進する。

上記の観点を踏まえ、

(1) 要求・要望に当たっては、予算の目的・効果等を分かりやすく示すとの観点及び政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためその精度の向上を図りつつ、評価結果を概算要求に適切に反映するとの観点から、「基本方針 2004」の第 3 部 2 (3)「重点化の考え方」等を踏まえた施策等について、その意図・目的、成果目標、必要性、効率性、有効性等を明らかにすることとする。その際、各省庁は、当該施策等について、執行の結果を把握し、原則として、決算額を施策ごとに把握することとする。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針 2003」という。）に基づく「モデル事業」については、各省庁は、「基本方針 2004」に沿って、その趣旨を踏まえた事業について要求・要望を行うものとする。

(2) 科学技術振興費等の要求・要望については、総合科学技術会議などと、その提出前に、重複排除及び連携強化等の観点から所要の調整を行うものとする。

(3) 定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「中央省庁等改革基本法」(平成 10 年法律第 103 号)、「行政改革大綱」(平成 12 年 12 月 1 日閣議決定)、「基本方針 2004」等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、その要求は従来にも増して厳選したものとする。特に、定員については、政府部内全体を通じて定員の再配置を強力に推進するため、地方支分部局や既存の統計の抜本的見直し等により、定員削減計画を上回る削減を行うとともに、府省を越える配置転換を活用することとする。なお、独立行政法人及び特殊法人等の新設・改廃に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)に係る措置を確実に要求に反映させるとともに、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人に関し、「基本方針 2004」の趣旨を踏まえ、本年 8 月末を目途に見直しの素案を示すこととする。その際、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)を踏まえ、極力整理縮小する方向で見直すものとする。また、その内容についても可能な限り要求に反映させることとする。

(4) 特殊法人等向け財政支出については、各省庁は、「特殊法人等整理合理化計画」に係る措置を着実に実施するとともに、改めて特殊法人等向け財政支出を根底から洗い直して厳しく抑制することとし、その結果を平成 17 年度予算の要求・要望に反映させることとする。なお、その具体的な反映の状況を要求・要望に併せて示すこととする。

独立行政法人への運営費交付金等については、各省庁は、独立行政法人における徹底した経費削減等をはじめ業務運営の一層の効率化等を強力に推進し、厳しく抑制することとし、これを平成 15 年度の業務実績の厳格な評価のほか、組織・業務全般の見直しと併せて、平成 17 年度予算の要求・要望に反映させることとする。

公益法人への補助金・委託費等については、各省庁は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)に係る措置を、平成 17 年度予算の要求・要望に確実に反映させることとする。

また、民間団体等に対し交付される補助金等については、各省庁は、官と民の役割分担の見直しによりその整理合理化を行う。

(5) 補助金等については、国と地方及び官と民の役割分担や行政のスリム化等の観点から、制度改革を含め既存の施策や事業そのものの徹底的な見直しをはじめ、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することとする。特に、「基本方針 2004」を踏まえ、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進することとし、これらにより、平成 17 年度及び平成 18 年度に 3 兆円程度の改革を行うこととする。

このため、

各省庁は、「基本方針 2004」及び「基本方針 2003」に掲げられた基本的な方向等に沿って、改革を着実に推進していくこととし、可能なものについては平成 17 年度予算の要求・要望に反映させることとする。

地方公共団体に対し交付される補助金等のうち、国庫補助金であって公共投資関係費又は裁量的経費に区分されるものについては、予算編成過程において、前年度当初予算における額に対し、その 100 分の 5 に相当する額の削減を目指す。このため、各省庁の要望に当たっては、新規の補助金は厳に抑制するとともに、既存の補助金についても聖域なく見直しを行うこととし、前年度当初予算における額に相当する額を上回るものにあっては、

その理由を示すこととする。

各省庁は、「第2次地方分権推進計画」(平成11年3月26日閣議決定)等を踏まえ、地方の裁量を高める観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充を図るとともに、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」(平成16年5月27日地域再生本部決定)等に基づき、地域再生の推進及び「三位一体の改革」にも資する方向で、地域の視点からの補助金改革を推進する。

(6) 地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に対する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることなどにより、財政資金の効率的使用を図る。また、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策については、厳にこれを抑制する。

4. 地方財政については、平成17年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針2004」を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係経費、投資的経費、一般行政経費等の歳出全般について徹底した見直しを行い地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制する。

5. なお、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成8年12月3日閣議決定)に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成10年法律第35号)等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担等、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)附則第15条に基づく国庫負担割合の引上げに係る経費、「平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成16年法律第22号)に基づき国庫負担の特例措置が講じられている経費、「肉用子牛生産安定等特別措置法」(昭和63年法律第98号)に基づく交付金等及び「電波法」(昭和25年法律第131号)に基づく電波利用共益費用の平成17年度における取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

6. 特別会計についても、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、「基本方針2004」を踏まえ、各特別会計の性格に応じ、制度改革等を行い、歳出の効率化・合理化を推進するとともに、一般会計からの繰入を抑制することとする。

7. 上記による要求・要望に当たっては、8月末日の期限を厳守するものとする。

また、各経費区分間において所要の調整をせざるを得ない場合には、上記に従って算出される額の合計額の範囲内とする。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。

２．予算編成スケジュール

予算編成スケジュール

平成 17 年度予算の編成スケジュールは以下のとおりである。

平成 16 年 7 月 30 日	シーリング閣議
8 月 31 日	財務省への概算要求書提出
～ 10 月頭	財務省への説明
12 月 20 日	財務省原案閣議提出、各省へ内示
12 月 21 日	局長級復活折衝
12 月 22 日	大臣復活折衝
12 月 24 日	概算閣議（政府案決定）
平成 17 年 1 月 21 日	17 年度予算提出閣議（国会提出）
3 月 23 日	17 年度予算国会可決・成立

３．概算要求の概要

平成 17 年度経済産業省概算要求の概要

平成 16 年 9 月

経済産業省

【ポイント】

- 徐々に進みつつある景気回復の動きを一層確かなものとしていくとともに、我が国経済社会の新たな発展に向けた施策を展開。
- 我が国の強みを活かした新たな経済発展の方向性と取り組むべき課題を示した「新産業創造戦略」を軸とした重点化を図り、メリハリをつける。
- 特に、イノベーション創出の基盤である人材や技術に力点を置き、効果の高い人材育成・雇用対策、研究開発プロジェクト推進に対して予算を集中投入する。
- また、中小企業の活性化と地域経済再生、アジア経済圏の構築等の戦略的な通商政策、エネルギー・環境問題への対応などを推進する。

【平成 17 年度要求額一覧】

(単位：億円)

	16 年度予算額	17 年度要求額	増減
一 般 会 計	8,652	9,931	1,279
除く石特会計繰入等(注)	4,536	5,216	680
うち中小企業対策費	1,305	1,472	167
うち科学技術振興費	1,377	1,789	412
特 別 会 計	14,267	13,519	-748
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	6,242	6,367	125
うち経済産業省分	6,117	6,097	-20
電源開発促進対策特別会計	5,033	4,436	-598
うち経済産業省分	3,487	2,826	-661
・電源立地勘定	2,577	2,136	-441
うち経済産業省分	2,201	1,760	-441
・電源利用勘定	2,456	2,300	-157
うち経済産業省分	1,286	1,066	-220
特許特別会計	1,416	1,202	-214
貿易再保険特別会計	1,576	1,515	-62
合計(一般会計+特別会計)	19,080	19,026	-54

(注) 石特会計繰入及び平成13年度第2次補正予算に係る償還時補助金を除く。

() 四捨五入の関係で数字の合計金額は一致しないことがある。

平成 17 年度経済産業省概算要求の概要

(注)「 」が附された予算額は独立行政法人が運営費交付金により実施する事業を含んでいるが、これはあくまで現時点における想定額であり、今後独立行政法人が事業を実施する際には変更される場合がある。

I. 新産業創造戦略を核としたイノベーションの創出

I-1. 人材の育成・活用

我が国経済を支える産業人材について、産業界のニーズを的確に反映した人材育成を図るとともに、若年者の雇用問題や中小企業の人材確保などへの対策をより一層強化する。

【関連予算 127 億円 → 228 億円】

(単位：億円)

17 年度要求額 (16 年度予算額)

(1) 産業界のニーズを反映した人材の育成・活用

・製造現場における中核人材の育成	35.0	(新規)
・技術経営 (MOT) 人材育成プログラム開発事業	8.0	9.5
・サービス産業人材育成事業 (コンテンツ、集客交流、事業再生、地域金融等)	12.0	6.2
・産学協同実践的 IT 教育促進事業	3.0	3.5
・CIO 育成・活用型企業経営革新促進事業	10.0	(新規)
・人材育成評価推進事業	1.8	1.2

(2) 中小・ベンチャー企業人材の育成・確保

・起業家輩出支援事業 (ドリーム・ゲート)	10.5	11.4
・創業塾等	23.1	13.0
・商人塾	1.3	1.3
・シニアアドバイザー	15.0	(新規)
・販路開拓専門員活動事業	2.8	(新規)
・OB 人材マッチング	9.0	4.4
・新事業育成専門家 (インキュベーション・マネジャー) 養成等研修事業	1.8	0.8

(3) キャリア教育

・地域自立・民間活用型キャリア教育プロジェクト	5.0	(新規)
・起業家教育促進事業	4.0	3.0

(4) 若年失業者対策

・若年者のためのワンストップサービスセンターの整備 (ジョブ・カフェ)	67.5	52.5
・草の根 e ラーニング・システム整備事業	10.0	(新規)

Ⅰ- 2 . 科学技術創造立国の実現に向けた効果的な研究開発の推進

イノベーションの基盤である技術について、市場ニーズ・社会ニーズ（出口）を見据えて「技術戦略マップ」を策定し、国際標準化等の施策との一体的推進により、効果的・効率的な研究開発プロジェクトを推進する。また、大学からの技術移転体制の整備、産学官連携のさらなる促進に取り組む。

【科学技術振興費 1,377億円 → 1,789億円】

（単位：億円）

17年度要求額（16年度予算額）

（１）世界に通用する競争力を持つ先端産業群の創出

○燃料電池分野

・新エネルギー技術開発プログラム等のうち燃料電池の技術開発に係るもの	354.6	328.8
------------------------------------	-------	-------

○情報家電分野

・情報家電活用基盤整備事業	25.0	（新規）
・高度情報通信機器・デバイス基盤プログラム	205.8	185.0

○ロボット分野

・21世紀ロボットチャレンジプログラム	62.9	48.0
---------------------	------	------

○健康・福祉分野

・健康安心プログラム	192.2	142.2
------------	-------	-------

○環境・エネルギー分野

・地球温暖化防止新技術プログラム	154.1	169.9
・民間航空機基盤技術プログラム	86.5	52.8

○ナノテクノロジー・材料分野

・ナノテクノロジープログラム	95.7	74.0
・革新的部材産業創出プログラム	48.4	42.6

（２）国際標準化活動への積極的取組

・基準認証研究開発事業	10.3	8.8
・アジア太平洋地域標準化体制整備	1.2	1.2

（３）大学からの技術移転の強化

・大学発事業創出実用化研究開発事業（マッチングファンド）	34.6	26.0
・大学等技術移転促進費補助金	9.0	9.0
・大学発ベンチャー経営等支援事業	2.0	2.0
・大学ベンチャー支援者コミュニティの形成促進		

「広域の新事業支援連携等事業費補助金」（23.4億円）の内数

・独法中小企業基盤整備機構施設整備費補助金（大学インキュベータ）	14.9	15.2
・産業技術研究開発助成事業	88.0	58.2

I - 3 . 知的財産の適切な保護と活用

模倣品・海賊版対策の一層の強化を図るとともに、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けた取り組みを進める。

【関連予算 7 8 8 億円→ 8 2 8 億円】

(単位：億円)

17 年度要求額 (16 年度予算額)

(1) 模倣品・海賊版対策の強化

・アジア地域等における模倣品・海賊版対策	15.6	11.6
・中小企業知的財産権保護対策事業	0.7	(新規)

(2) 知的財産を活用した経営戦略展開の促進

・地域知財戦略本部事業	11.1	8.2
・中小企業等先行技術調査支援事業	4.8	2.4

(3) 迅速・的確な特許審査の実現

・世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現	782.0	758.6
-----------------------	-------	-------

(4) コンテンツ産業の振興

・コンテンツ国際取引市場強化事業	7.0	3.2
・アジア地域における海賊版対策支援	6.0	3.0
・不正利用対策に関する環境整備支援事業	0.7	0.5

I - 4 . I T の利活用の促進と新たなサービスの創出

国際競争力のある流通・物流システムの構築をはじめとする先導的な I T の利活用の推進、電気電子産業や情報サービス産業の競争力強化、I T の安全性・信頼性の確保、電子政府の推進等により、世界最高水準の I T 国家の実現を図る。また、新たなサービスの創出を促進する。

【関連予算 4 5 0 億円→ 5 8 8 億円】

(単位：億円)

17 年度要求額 (16 年度予算額)

(1) I T 利活用の促進

・情報家電活用基盤整備事業【再掲】	25.0	(新規)
・C I O 育成・活用型企業経営革新促進事業【再掲】	10.0	(新規)
・教育情報化促進基盤整備	6.0	4.5
・先進社会基盤構築ソフトウェア開発事業	10.0	(新規)
・産学連携ソフトウェア工学実践拠点	18.2	14.8
・ビジネスグリッドコンピューティング	26.8	26.0
・未踏ソフトウェア創造事業	9.0	9.0
・次世代ソフトウェア開発事業	4.0	4.0
・オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業	10.0	9.1
・官民連携標準策定事業	2.5	(新規)

・電子タグ活用基盤整備事業	31.6	30.0
・グリーン物流パートナーシップモデル事業	5.0	(新規)

(2) 情報セキュリティ対策の推進

・コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業	18.0	(新規)
・企業・個人の情報セキュリティ対策事業	27.0	(新規)
・電力分野における情報セキュリティ対策促進事業	3.0	3.0

(3) 新たなサービスの創出

・サービス産業創出支援事業	32.0	(新規)
・サービス産業人材育成事業【再掲】(コンテンツ、集客交流、事業再生、地域金融等)	12.0	6.2
・医療情報システムの相互運用性の実証	6.0	(新規)

(4) 電子政府の促進

・電子経済産業省構築事業	51.6	51.6
・特許事務システムの最適化(特会)	279.9	270.1

II. 中小企業の活性化と地域経済の再生

II-1. 創業・新事業展開の促進など

我が国経済の活力の源泉である中小企業が、その技術力や事業ノウハウを活かして積極的な事業展開を図ることができるよう、技術開発や販路開拓などの関連施策間の連携を強化する。また、創業・起業・新事業への挑戦を促す社会をつくるための支援に取り組む。さらに、中小企業金融の円滑化・多様化に向けた対策、金融セーフティネットの確保に万全を期すとともに、中小企業再生支援協議会の機能強化などを通じ中小企業再生を推進する。

【中小企業対策費 1,305 億円→1,472 億円】

(単位: 億円)

17 年度要求額 (16 年度予算額)

(1) 創業・新事業展開に対する支援

・新連携支援地域戦略会議事業	5.1	(新規)
・新連携対策事業	55.1	(新規)
・中小企業経営革新等支援事業及び中小企業経営革新等事業	17.9	(新規)
・シニアアドバイザー【再掲】	15.0	(新規)
・販路開拓専門員活動事業【再掲】	2.8	(新規)
・中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(スタートアップ支援)	68.7	33.9
・JAPANブランド育成強化支援事業	11.1	9.3
・新市場創出支援活動事業(フェア等による販路開拓等支援)	5.9	(新規)
・輸出支援事業(海外における販路拡大、模倣品対策支援等)	16.4	9.1
・独法中小企業基盤整備機構施設整備費補助金(大学インキュベータ)【再掲】	14.9	15.2

(2) 資金供給の円滑化と再生支援

・セーフティネット保証・貸付の充実	15.7	13.7
・中小企業金融公庫出資金（証券化支援）	40.0	10.0
・電子債権市場構築支援事業	0.8	（新規）
・中小企業再生支援協議会事業	30.0	26.7

II - 2 . 地域の独自性を活かした地域経済の再生

研究開発投資を新たな市場の創造へとより効率的に結びつけ、地域経済を再生させる産業集積（産業クラスター）の形成を深化させるとともに、新たなサービスの創出、地域ブランドの形成、中心市街地の活性化など、地方の個性ある発展と国際競争力を高めるための施策を推進する。

【関連予算 726 億円 → 1,011 億円】

（単位：億円）

17 年度要求額（16 年度予算額）

(1) 地域ブランドの確立

・地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業	1.2	（新規）
・JAPANブランド育成強化支援事業【再掲】	11.1	9.3
・輸出有望案件発掘支援事業	4.8	（新規）
・サービス産業創出支援事業【再掲】	32.0	（新規）

(2) 中心市街地の活性化

・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	49.5	（新規）
・中心市街地商業等活性化支援業務委託費	6.5	2.7
・実効性確保診断・サポート事業	6.8	（新規）

(3) 産業クラスター計画の推進

・広域的新事業支援連携等事業費補助金（ネットワーク形成）	23.4	6.8
・地域新生コンソーシアム研究開発事業	192.5	94.8
・中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業	27.1	19.5
・地域新規産業創造技術開発費補助金	78.2	61.3
・新事業育成専門家（インキュベーション・マネジャー）養成等研修事業【再掲】	1.8	0.8
・独法中小企業基盤整備機構施設整備費補助金（大学インキュベータ）【再掲】	14.9	15.2

(4) 対日直接投資の促進

・対日直接投資促進事業	17.0	9.7
-------------	------	-----

III. アジア経済圏の構築等戦略的な通商政策の展開

III-1. 東アジアにおけるビジネス圏の構築など

東アジアにおける経済連携協定（EPA）等により、貿易投資関係の一層の活発化・緊密化を図るとともに、知的財産制度、基準認証制度、貿易管理制度など各般の制度面での共通基盤を構築することにより、我が国経済の活力へとつなげていくことを目指す。

【関連予算 137 億円→ 166 億円】

（単位：億円）

17 年度要求額（16 年度予算額）

・ 中小企業海外展開等支援事業費	31.3	24.0
・ 地球環境・プラント活性化事業等調査委託費	12.8	9.8
・ 開発途上国民活事業環境整備支援事業委託費	7.4	6.5
・ 貿易投資円滑化支援事業費委託費	13.1	8.4
・ 先導的貿易投資環境整備実証事業（J-フロント）	15.8	8.8
・ 海外インフラ事業促進調査等委託費	0.8	0.8
・ 経済産業人材育成支援事業費補助金	74.5	72.7
・ アジアIT人材育成事業	4.5	5.7
・ アジアオープンソースソフトウェア基盤整備事業	5.0	（新規）

IV. エネルギー環境政策の推進

エネルギーセキュリティ確保のため、柔軟で強靱なエネルギー需給構造を構築する。また、「環境と経済の両立」の大原則の下、地球温暖化対策の着実な推進を図るとともに、環境制約克服に向けた対応が新たな価値創造につながるような取り組みを進める。

【関連予算 3,248 億円→ 3,619 億円】

（単位：億円）

17 年度要求額（16 年度予算額）

（1）地球温暖化対策の着実な推進

・ 産業部門における高効率設備の導入促進	180.1	138.1
・ 住宅・建築物における高効率機器等の導入促進	175.7	137.0
・ エネルギー供給事業者による地方自治体等との連携の推進	18.0	（新規）
・ 民生・運輸部門における対策強化のための実証事業の推進	16.5	9.8
・ 地域主導によるバイオマスエネルギーの導入促進	15.0	（新規）
・ 太陽光発電の低コスト化・風力発電の出力安定化等による導入拡大	17.3	9.6
・ 代替フロン等3ガスの排出抑制	11.6	3.1
・ 京都メカニズムの活用	68.5	42.0
・ 二酸化炭素地中貯留技術研究開発	9.5	9.0

（2）安全確保を大前提とした原子力の推進等

・ 原子力に関する安全の確保	349.2	336.7
・ 原子力発電・核燃料サイクル等に係る技術開発	134.7	125.0

・電源立地地域対策交付金など原子力等立地地域の振興	1311.2	1330.9
<u>(3) 石油・天然ガス等の安定供給等に向けた施策の総合的推進</u>		
・石油・天然ガスのロシア等戦略的地域における自主開発推進・供給源多様化	264.0	224.3
・石油・天然ガスの国内における権益の保全	100.5	38.0
・天然ガス需要拡大支援 / G T L ・ D M E 等技術開発支援	258.9	250.4
・石炭・鉱物資源対策 (クリーン・コール・テクノロジー、探鉱開発等)	320.4	285.2
<u>(4) 水素社会の実現</u>		
・固体高分子形燃料電池実用化戦略的技術開発	54.5	(新規)
・定置用燃料電池大規模実証事業	25.3	(新規)
<u>(5) アジア大でのエネルギー環境政策の推進</u>		
・アジアにおける石油備蓄の導入・強化を含めたエネルギー安全保障の強化等に向けた検討	10.4	9.9
・アジアにおける省エネ・新エネ制度構築の促進	10.5	7.7
<u>(6) 循環型経済社会の構築</u>		
・3 R システム化可能性調査事業	1.6	(新規)
・容器包装リサイクル推進調査	1.2	0.7
・特定家庭用機器等再商品化関係事業	1.9	1.6
・自動車リサイクル促進普及情報提供事業	1.3	1.3
・エコタウンの推進	11.8	15.4
・製品中の化学物質情報の共有化促進	5.0	(新規)
・化学物質のリスク削減対策	9.8	7.8
・アジア大の資源循環システムの構築	1.2	(新規)
<u>(7) 「愛・地球博」</u>		
・「愛・地球博」政府出展事業	169.5	111.8
・「愛・地球博」公式参加国等支援事業	45.3	15.0
・「愛・地球博」会場整備事業	30.3	184.9
・「愛・地球博」における先端技術の実証	38.2	49.2

4. 予算の概要

4. 1. 平成 17 年度経済産業省予算案の概要

平成 17 年度経済産業省予算案の概要

平成 16 年 12 月

経済産業省

【ポイント】

- 徐々に進みつつある景気回復の動きを一層確かなものとしていくとともに、我が国経済社会の新たな発展に向けた施策を展開。
- 我が国の強みを活かした新たな経済発展の方向性と取り組むべき課題を示した「新産業創造戦略」を軸とした重点化を図り、メリハリをつける。
- 特に、イノベーション創出の基盤である人材や技術に力点を置き、効果の高い人材育成・雇用対策、研究開発プロジェクト推進に対して予算を集中投入する。
- また、中小企業の活性化と地域経済再生、アジア経済圏の構築等の戦略的な通商政策、知的財産権の保護・活用、エネルギー・環境問題への対応などを推進する。

【平成 17 年度予算案一覧】

(単位：億円)

	16 年度予算額	17 年度予算案	増減
一 般 会 計	8,652	8,175	-477
除く石特会計繰入等(注1)	4,536	4,451	-86
うち中小企業対策費	1,305	1,300	-5
うち科学技術振興費	1,377	1,423	46
特 別 会 計	14,267	13,610	-658
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	6,242	6,432	190
うち経済産業省分(注2)	6,117	6,194	77
電源開発促進対策特別会計	5,033	4,492	-542
うち経済産業省分	3,487	2,869	-618
・電源立地勘定	2,577	2,163	-414
うち経済産業省分	2,201	1,792	-409
・電源利用勘定	2,456	2,329	-127
うち経済産業省分	1,286	1,077	-209
特許特別会計	1,416	1,176	-240
貿易再保険特別会計	1,576	1,511	-66
合計(一般会計+特別会計)	19,080	18,075	-1,004

(注1) 石特会計繰入及び平成13年度第2次補正予算に係る償還時補助金を除く。

(注2) 備蓄原油に係る借入金の元本償還を除いた17年度内示案は6077億円。

() 四捨五入の関係で数字の合計金額は一致しないことがある。

平成 17 年度経済産業省予算案の概要

(注)「 」が附された予算額は独立行政法人が運営費交付金により実施する事業を含んでいるが、これはあくまで現時点における想定額であり、今後独立行政法人が事業を実施する際には変更される場合がある。

Ⅰ．新産業創造戦略を核としたイノベーションの創出

Ⅰ－１．人材の育成・活用

我が国経済を支える産業人材について、産業界のニーズを的確に反映した人材育成を図るとともに、若年者の雇用問題や中小企業の人材確保などへの対策をより一層強化する。

【関連予算 127 億円→ 198 億円】

(単位：億円)

17 年度予算案 (16 年度予算額)

(１) 産業界のニーズを反映した人材の育成・活用

・製造現場における中核人材の育成	23.7	(新規)
・技術経営 (MOT) 人材育成プログラム開発事業	5.0	9.5
・サービス産業人材育成事業 (コンテンツ、ヘルスケア、集客交流、事業再生、地域金融等)	7.7	6.2
・産学協同実践的 IT 教育促進事業	2.5	3.5
・CIO 育成・活用型企業経営革新促進事業	5.8	(新規)
・人材育成評価推進事業	1.0	1.2

(２) 中小・ベンチャー企業人材の育成・確保

・起業家輩出支援事業 (ドリーム・ゲート)	9.3	11.4
・創業塾等	16.4	13.0
・商人塾	1.3	1.3
・シニアアドバイザー	12.0	(新規)
・販路開拓コーディネート事業	1.0	(新規)
・OB 人材マッチング	5.1	4.4
・新事業育成専門家 (インキュベーション・マネジャー) 養成等研修事業	1.3	0.8

(３) キャリア教育

・地域自立・民間活用型キャリア教育プロジェクト	3.4	(新規)
・起業家教育促進事業	3.0	3.0

(４) 若年失業者対策

・若年者のためのワンストップサービスセンターの整備 (ジョブ・カフェ)	67.5	52.5
・草の根 e ラーニング・システム整備事業	3.9	(新規)

Ⅰ- 2 . 科学技術創造立国の実現に向けた効果的な研究開発の推進

イノベーションの基盤である技術について、市場ニーズ・社会ニーズ（出口）を見据えて「技術戦略マップ」を策定し、国際標準化等の施策との一体的推進により、効果的・効率的な研究開発プロジェクトを推進する。また、大学からの技術移転体制の整備、産学官連携のさらなる促進に取り組む。

【科学技術振興費 1,377 億円→ 1,423 億円】

（単位：億円）

17 年度予算案（16 年度予算額）

（１）世界に通用する競争力を持つ先端産業群の創出

○ 燃料電池分野

・ 新エネルギー技術開発プログラム等のうち燃料電池の技術開発に係るもの	354.0	328.8
-------------------------------------	-------	-------

○ 情報家電分野

・ 情報家電活用基盤整備事業	15.0	（新規）
・ 高度情報通信機器・デバイス基盤プログラム	183.7	185.0

○ ロボット分野

・ 21 世紀ロボットチャレンジプログラム	37.3	48.0
-----------------------	------	------

○ 健康・福祉分野

・ 健康安心プログラム	138.2	142.2
-------------	-------	-------

○ 環境・エネルギー分野

・ 地球温暖化防止新技術プログラム	152.2	169.9
・ 民間航空機基盤技術プログラム	76.1	52.8

○ ナノテクノロジー・材料分野

・ ナノテクノロジープログラム	74.3	74.0
・ 革新的部材産業創出プログラム	44.0	42.6

（２）国際標準化活動への積極的取組

・ 基準認証研究開発事業	8.9	8.8
・ アジア太平洋地域標準化体制整備	1.2	1.2

（３）大学からの技術移転の強化

・ 大学発事業創出実用化研究開発事業（マッチングファンド）	31.6	26.0
・ 大学等技術移転促進費補助金	8.9	9.0
・ 大学発ベンチャー経営等支援事業	1.9	2.0
・ 大学ベンチャー支援者コミュニティの形成促進		

「広域的新事業支援連携等事業費補助金」（23.4 億円）の内数

・ 独法中小企業基盤整備機構施設整備費補助金（大学インキュベータ）	13.9	15.2
・ 産業技術研究開発助成事業	61.6	58.2

I - 3 . 知的財産の適切な保護と活用

模倣品・海賊版対策の一層の強化を図るとともに、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けた取り組みを進める。

【関連予算 778 億円→ 797 億円】

(単位：億円)

17 年度予算案 (16 年度予算額)

(1) 模倣品・海賊版対策の強化

・アジア地域等における模倣品・海賊版対策 (重複計上あり)	12.5	11.6
・中小企業知的財産権保護対策事業	0.6	(新規)

(2) 知的財産を活用した経営戦略展開の促進

・地域知財戦略本部事業	9.3	6.8
・中小企業等先行技術調査支援事業	4.8	2.4

(3) 迅速・的確な特許審査の実現

・世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現	760.9	750.5
-----------------------	-------	-------

(4) コンテンツ産業の振興

・コンテンツ国際取引市場強化事業	4.4	3.2
・アジア地域における海賊版対策支援 (重複計上あり)	3.5	3.0
・不正利用対策に関する環境整備支援事業	0.6	0.5

I - 4 . IT の利活用の促進と新たなサービスの創出

国際競争力のある流通・物流システムの構築をはじめとする先導的な IT の利活用の推進、電気電子産業や情報サービス産業の競争力強化、IT の安全性・信頼性の確保、電子政府の推進等により、世界最高水準の IT 国家の実現を図る。また、新たなサービスの創出を促進する。

【関連予算 425 億円→ 531 億円】

(単位：億円)

17 年度予算案 (16 年度予算額)

(1) IT 利活用の促進

・情報家電活用基盤整備事業【再掲】	15.0	(新規)
・CIO 育成・活用型企業経営革新促進事業【再掲】	5.8	(新規)
・教育情報化促進基盤整備	4.0	4.5
・先進社会基盤構築ソフトウェア開発事業	6.1	(新規)
・産学連携ソフトウェア工学実践拠点	15.1	14.8
・ビジネスグリッドコンピューティング	25.0	26.0
・未踏ソフトウェア創造事業	8.9	9.0
・次世代ソフトウェア開発事業	4.0	4.0
・オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業	8.5	9.1
・官民連携標準策定事業	1.5	(新規)

・電子タグ活用基盤整備事業	31.0	30.0
・グリーン物流パートナーシップモデル事業	5.0	(新規)

(2) 情報セキュリティ対策の推進

・コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業	12.8	(新規)
・企業・個人の情報セキュリティ対策事業	16.5	(新規)
・電力分野における情報セキュリティ対策促進事業	3.0	(新規)

(3) 新たなサービスの創出

・サービス産業創出支援事業	35.5	(新規)
・サービス産業人材育成事業【再掲】	7.7	6.2
(コンテンツ、ヘルスケア、集客交流、事業再生、地域金融等)		
・医療情報システムにおける相互運用性の実証事業	4.5	(新規)

(4) 電子政府の促進

・電子経済産業省構築事業	51.8	51.6
・特許事務システムの最適化(特会)	269.9	270.1

II. 中小企業の活性化と地域経済の再生

II-1. 創業・新事業展開の促進など

我が国経済の活力の源泉である中小企業が、その技術力や事業ノウハウを活かして積極的な事業展開を図ることができるよう、技術開発や販路開拓などの関連施策間の連携を強化する。また、創業・起業・新事業への挑戦を促す社会をつくるための支援に取り組む。さらに、中小企業金融の円滑化・多様化に向けた対策、金融セーフティネットの確保に万全を期すとともに、中小企業再生支援協議会の機能強化などを通じ中小企業再生を推進する。

【中小企業対策費 1,305 億円→ 1,300 億円】

(単位: 億円)

17 年度予算案(16 年度予算額)

(1) 創業・新事業展開に対する支援

・新連携支援地域戦略会議事業	5.0	(新規)
・新連携対策事業	41.0	(新規)
・中小企業経営革新等支援事業及び中小企業経営革新等事業	17.9	(新規)
・シニアアドバイザー【再掲】	12.0	(新規)
・販路開拓コーディネート事業【再掲】	1.0	(新規)
・中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(スタートアップ支援)	42.0	33.9
・JAPAN ブランド育成強化支援事業	10.3	9.3
・新市場創出支援活動事業(フェア等による販路開拓等支援)	5.9	(新規)
・輸出支援事業(海外における販路拡大、模倣品対策支援等)	11.1	9.1
・独法中小企業基盤整備機構施設整備費補助金(大学インキュベータ)【再掲】	13.9	15.2

(2) 資金供給の円滑化と再生支援

・セーフティネット保証・貸付の充実	14.7	13.7
・中小企業金融公庫出資金（証券化支援）	35.0	10.0
・電子債権市場構築支援事業	0.4	（新規）
・中小企業再生支援協議会事業	29.7	26.7

II - 2 . 地域の独自性を活かした地域経済の再生

研究開発投資を新たな市場の創造へとより効率的に結びつけ、地域経済を再生させる産業集積（産業クラスター）の形成を深化させるとともに、新たなサービスの創出、地域ブランドの形成、中心市街地の活性化など、地方の個性ある発展と国際競争力を高めるための施策を推進する。

【関連予算 7 1 3 億円→ 7 7 3 億円】

（単位：億円）

17 年度予算案（16 年度予算額）

(1) 地域ブランドの確立

・地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業	1.0	（新規）
・J A P A N ブランド育成強化支援事業【再掲】	10.3	9.3
・輸出有望案件発掘支援事業	1.2	（新規）
・サービス産業創出支援事業【再掲】	35.5	（新規）

(2) 中心市街地の活性化

・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	41.0	（新規）
・中心市街地商業等活性化支援業務委託費	4.9	2.6
・実効性確保診断・サポート事業	5.2	（新規）

(3) 産業クラスター計画の推進

・広域的新事業支援連携等事業（ネットワーク形成）	25.3	6.8
・地域新生コンソーシアム研究開発事業	114.6	94.8
・中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業	22.6	19.5
・地域新規産業創造技術開発費補助金	64.1	61.3
・新事業育成専門家（インキュベーション・マネジャー）養成等研修事業【再掲】	1.3	0.8
・独法中小企業基盤整備機構施設整備費補助金（大学インキュベータ）【再掲】	13.9	15.2

(4) 対日直接投資の促進

・対日直接投資促進事業	13.6	9.7
-------------	------	-----

III. アジア経済圏の構築等戦略的な通商政策の展開

III - 1. 東アジアにおけるビジネス圏の構築など

東アジアにおける経済連携協定（EPA）等により、貿易投資関係の一層の活発化・緊密化を図るとともに、知的財産制度、基準認証制度、貿易管理制度など各般の制度面での共通基盤を構築することにより、我が国経済の活力へとつなげていくことを目指す。

【関連予算 137 億円→ 142 億円】

（単位：億円）

17 年度予算案（16 年度予算額）

・ 中小企業海外展開等支援事業費	24.5	24.0
・ 地球環境・プラント活性化事業等調査委託費	10.3	9.8
・ 開発途上国民生活事業環境整備支援事業委託費	6.5	6.5
・ 貿易投資円滑化支援事業費委託費	9.2	8.4
・ 先導的貿易投資環境整備実証事業（J - フロント）	10.3	8.8
・ 経済産業人材育成支援事業費補助金	72.6	72.7
・ アジアIT人材育成事業	3.9	5.7
・ アジアオープンソースソフトウェア基盤整備事業	3.4	（新規）

IV. エネルギー環境政策の推進

京都議定書の削減約束達成に向けて、「環境と経済の両立」の大原則の下、 各省連携、 エネルギー特別会計の温暖化対策への思い切ったシフト、 産業、運輸、民生にわたる包括対策の推進による「増税なき削減約束の達成」を図る。石特会計のうち、地球温暖化対策予算(エネルギー需給構造高度化対策)として 2,750 億円を確保。エネルギーセキュリティ確保のため、原子力の推進や石油・天然ガス等の安定供給に向けた取組みなどにより、柔軟で強靱なエネルギー需給構造を構築する。

【関連予算 3,395 億円→ 3,833 億円】

（単位：億円）

17 年度予算案（16 年度予算額）

（１）地球温暖化対策の着実な推進

・ 産業部門における高効率設備の導入促進	202.9	138.1
・ 住宅・建築物における高効率機器等の導入促進	185.6	137.0
・ 民生・運輸部門における対策強化のための実証事業の推進	16.5	9.8
・ 地域主導によるバイオマスエネルギーの導入促進	15.0	（新規）
・ 太陽光発電の低コスト化・風力発電の出力安定化等による導入拡大	109.4	59.8
・ 代替フロン等 3 ガスの排出抑制	11.1	3.1
・ 京都メカニズムの活用	63.3	42.0
・ 二酸化炭素地中貯留技術研究開発	9.5	9.0

（２）安全確保を大前提とした原子力の推進等

・ 原子力に関する安全の確保	348.8	336.7
・ 原子力発電・核燃料サイクル等に係る技術開発	129.6	125.0

・電源立地地域対策交付金など原子力等立地地域の振興（一部重複計上あり）	1342.0	1330.9
-------------------------------------	--------	--------

（３）石油・天然ガス等の安定供給等に向けた施策の総合的推進

・３次元物理探査船の建造	101.3	（新規）
・国内における石油・天然ガス基礎調査	129.3	38.0
・戦略的地域における石油・天然ガスの自主開発推進・供給源多様化	237.7	224.3
・天然ガス需要拡大支援／GTL・DME等技術開発支援	254.6	250.4
・石炭・鉱物資源対策（クリーン・コール・テクノロジー、探鉱開発等）	313.3	285.2

（４）水素社会の実現

・固体高分子形燃料電池実用化戦略的技術開発	54.5	（新規）
・定置用燃料電池大規模実証事業	25.3	（新規）

（５）アジア大でのエネルギー環境政策の推進

・アジアにおける石油備蓄の導入・強化を含めたエネルギー安全保障の強化等に向けた検討	10.4	9.9
・アジアにおける省エネ・新エネ制度構築の促進	10.5	7.7

（６）循環型経済社会の構築

・３Ｒシステム化可能性調査事業	1.5	（新規）
・容器包装リサイクル推進調査	1.0	0.7
・特定家庭用機器等再商品化関係事業	1.7	1.6
・自動車リサイクル促進普及情報提供事業	1.3	1.3
・エコタウンの推進	10.0	15.4
・製品中の化学物質情報の共有化促進	2.8	（新規）
・化学物質のリスク削減対策	8.3	7.8
・アジア大の資源循環システムの構築	0.6	（新規）

（７）「愛・地球博」

・「愛・地球博」政府出展事業	145.4	111.8
・「愛・地球博」公式参加国等支援事業	41.6	15.0
・「愛・地球博」会場整備事業	30.3	184.9
・「愛・地球博」における先端技術の実証	18.8	49.2

4. 2. 平成 17 年度中小企業対策関連予算案及び財政投融资計画の概要

平成 17 年度中小企業対策関連予算案及び財政投融资計画の概要

平成 16 年 12 月

経済産業省

中小企業庁

I. 基本的考え方

- 我が国の景気は、輸出や生産の伸びに弱い動きがみられる。また、中小企業の景況感についても、地域・業種によりまちまちであるが、総じて踊り場を迎えている。
- このような経済状況の下、引き続き中小企業金融・再生支援に万全を期すとともに、中小企業の新事業への挑戦を強力に支援することで、経済活性化・雇用拡大をより確かなものとし、地域再生を図る必要がある。このため、以下の 4 つの考え方を基本に施策の展開を図る。

(1) 「市場に挑戦する中小企業の支援」を通じた経済活性化・地域再生

- 経営革新法・中小創造法・新事業創出促進法を整理統合して「中小企業新事業活動促進法（仮称）」とするとともに、技術開発から販路開拓まで一貫した支援を行う。
- 特に、中小企業が技術・ノウハウの緊密な「すりあわせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携（新連携）を推進する。

(2) 中小企業の人材育成・活用支援

- 創業・経営革新等を図るには、経営・マーケティング等に通じた優れた人材が不可欠。こうした企業の中核を担う社内人材の育成や社外人材の活用を支援するとともに、中小企業支援機関の人材の質の向上を図る。

(3) 中小企業の再生支援と中小企業金融の多様化・円滑化

- 中小企業の再生支援、中小企業金融セーフティネット対策を充実するとともに、無担保融資の促進など中小企業金融の多様化を図る。

(4) 商店街・中心市街地活性化対策の重点投入

- 商店街・中心市街地を巡る経営環境が厳しさを増す中で、まちづくりと一体となった先進的取組みを行う地域に対して総合的な支援を行う等、中小商業活性化対策の重点投入を図る。

II. 予算額及び財政投融资計画額

(1) 予算額

平成 17 年度政府案額	補正予算額	16 年度予算額
1,300 億円	1,310 億円 うち災害関係 462 億円	1,305 億円

この他、財務省、厚生労働省において、430 億円を計上（平成 16 年度：433 億円）

- ・中小企業金融公庫（保険部門）に対する出資等（財務省計上）：391 億円
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構に対する運営費交付金（厚労省計上）39 億円

(2) 財政投融资計画額（事業規模）

単位：億円

	17 年度計画	16 年度当初計画	15 年度実績
中小企業金融公庫	注 18,300	19,000	16,937
（うち証券化）	1,503	1,503	-
国民生活金融公庫	30,000	31,500	26,808
（うちマル経）	注 5,000	5,500	2,512

（注）予想しがたい経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、弾力条項の発動により中小企業金融公庫の事業規模は最大 2 兆 6,575 億円、国民生活金融公庫の事業規模は最大 4 兆 3,650 億円をそれぞれ確保することが可能。

（参考）商工組合中央金庫については、融資計画は 1.8 兆円としている。なお、商工組合中央金庫の貸付規模については、実需に応じ債券発行等による資金調達を的確に行い、所要の規模を確保することが可能。

III. 重点項目

「市場に挑戦する中小企業への支援」を通じた経済活性化・地域再生

市場ニーズに対応し新たな付加価値を創出する中小企業を強力に後押しするため、「中小企業新事業活動促進法（仮称）」を制定するとともに、経営相談、技術開発から販路開拓・市場化まで一貫した支援体制を構築する。特に、異なった分野の経営資源を有する中小企業が技術・ノウハウの緊密な「すりあわせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携（新連携）を推進する。

1. 「中小企業新事業活動促進法（仮称）」の制定

創業・経営革新等に対する支援策をより利用しやすい制度とするべく、経営革新法、中小創造法、新事業創出促進法の三法を整理統合し、「中小企業新事業活動促進法（仮称）」とする。

特に新連携に対する支援については、創業・経営革新に関する支援策とは別に新たな施策体系を新法に盛り込む。また、新連携に対する強力な支援のため、地域における経営や中小企業金融の専門家が集まる「新連携支援地域戦略会議（仮称）」を設置し、当該会議が中核となってハンズオンでビジネスプラン策定から事業化まで、地域の総力を結集して一貫した支援を行う体制を整備し、地域再生の実現を図る。

(1) 「新連携」支援

新連携については、技術やマーケティングの専門家、政府系・民間金融機関等からなる「新連携支援地域戦略会議（仮称）」をブロック毎に設置し、新連携計画の申請前から、関係する専門家が新連携プロジェクトを磨き上げ、かつ、プロジェクト・新連携計画認定にコミットすることで、地域の総力を結集しうる支援体制を構築する。また、新連携の計画認定後も専門家（プロジェクトマネージャー）が事業化までフォローアップする体制を組み、予算面でも連携構築、販路開拓等の新連携対策予算を重点的に投入する。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
新連携支援地域戦略会議事業	5 . 0 億円	（新規）
新連携対策事業	4 1 . 0 億円	（新規）

(2) 創業・経営革新支援

創業・経営革新を図る事業者に対し、技術開発から販路開拓まで一貫支援を行う。特に、販路開拓については、中小企業基盤整備機構に専門人材を配置して、商社や企業への紹介等を行う。

また、商工会・商工会議所等の優れた支援人材（シニアアドバイザー）が創業、経営革新を志す者に対し、ビジネスプラン策定やマーケティングリサーチ等の支援を行うことにより、創業、経営革新の芽の開花・結実を支援する。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
中小企業経営革新支援	1 7 . 9 億円	（新規）
販路開拓コーディネート事業	1 . 0 億円	（新規）
シニアアドバイザー	1 2 . 0 億円	（新規）

2 . 戦略産業分野等における事業化・市場化支援

「新産業創造戦略」において戦略産業分野とされている、情報家電分野等強い競争力を持つ「先端的新産業群」や、シニア向けサービスや環境・資源制約対応等の「ニーズ対応新産業群」等の創出・拡大を担う中小企業に対し、優れた技術を事業化につなげるための総合的支援を行う。

また、全国・世界市場に販路拡大を図る中小企業に対し、ブランドの確立に向けた総合的支援、国内外の展示会・交流会への出展機会の提供等を行う。さらに、海外に展開する中小企業の模倣品対策を支援する。

(1) 中小・ベンチャー企業の「スタートアップ」支援

上記の戦略産業分野について、実用化開発、知的財産取得、販路開拓等に対する資金面での助成を重点的に実施。具体的には、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施することにより、事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化を技術面と経営面から強力に支援する。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
中小企業・ベンチャー挑戦支援事業	4 2 . 0 億円	（ 3 3 . 9 億円）

(2) J A P A N ブランド育成強化支援事業

地域の特性を生かした製品の魅力を更に高め、全国さらには海外のマーケットにおいても通用する高い評価（ブランド力）を確立すべく、商工会・商工会議所等が地域の企業等をコーディネートしつつ行う、マーケットリサー

チ、新商品・デザインの開発・評価、展示会参加、海外販路開拓等の取組に対して総合的支援を行う。（海外市場展開等に係るサポートについては、JETROと緊密に連携）

	17年度政府案額	16年度予算額
JAPAN ブランド育成強化支援事業	10.3億円	(9.3億円)

（３）総合展・ベンチャーフェア等による販路拡大等支援

交流会、展示会等の開催により、経営革新、新事業の創出に取り組む中小企業・ベンチャー企業群の創出や「中小企業新事業活動促進法（仮称）」承認企業間等のネットワークの構築を図るとともに、経営革新、新事業の創出に取り組む中小企業・ベンチャー企業の販路拡大、資金調達等を支援する。

	17年度政府案額	16年度予算額
新市場創出支援活動事業	5.9億円	(新規)

（４）海外における販路拡大・模倣品対策支援等

中小企業による海外市場への販路開拓を促進するため、公募型輸出支援事業に加えて、新たに、各地でやる気と潜在能力を有する企業及び商品をジェトロが積極的に発掘し海外での販路拡大を支援する。

また、海外展開を図る我が国中小企業の知的財産権保護を図るため、ジェトロの有する海外ネットワークを通じて、企業の個別要望に基づいた知的財産権侵害状況調査を実施する。

	17年度政府案額	16年度予算額
輸出支援事業	11.1億円	(9.1億円)
うち、模倣品対策（権利侵害調査）	0.6億円	(新規)

．中小企業の人材育成・活用支援

創業や中小企業の新事業展開を成功させるためには、経営・マーケティング戦略等を構築できる優れた人材が不可欠。こうした企業の中核を担う人材の育成・活用を支援するとともに、中小企業支援人材の質の向上を図る。

（１）中小企業の中核を担う人材の育成

創業・第二創業希望者の経験・潜在能力の掘り起こしを行い、企業経営の能力開発を支援する研修事業を拡充する。さらに、校外研修の実施による受講者層の拡大、財務会計等の実践的研修の充実を図る等、中小企業大学の改革を推進する。

	17年度政府案額	16年度予算額
創業塾・第二創業コース	16.4億円	(13.0億円)
商人塾	1.3億円	(1.3億円)
中小企業大学研修事業	11.9億円	(12.2億円)
関連予算総計	41.8億円	(37.4億円)

（２）中小企業を支援する人材の充実

中小・ベンチャー企業の事業展開や経営革新に不足しがちな、経営戦略等を助言する人材（企業等のOB）の掘り起こし等を行い、新事業展開を図ろうとする中小企業とのマッチングを支援する。また、中小企業基盤機構、商工会・商工会議所等の支援人材について、外部専門家の活用やシニアアドバイザーの選抜等を通じて、その質の向上を図り、創業・新事業展開支援の充実を図る。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
企業等OB人材活用推進事業	5.1 億円	(4.4 億円)
販路開拓コーディネート事業(再掲)	1.0 億円	(新規)
シニアアドバイザー(再掲)	12.0 億円	(新規)
関連予算総計	24.9 億円	(11.4 億円)

(3) 若年者対策

若年者を対象に、カウンセリングから、研修等までの一貫した雇用関連サービスを提供する「ワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)」事業を整備することにより、若年者の就職を支援し、地域産業の活性化・高度化を図る。また、小・中・高校生を対象とした「体験参加型」起業家教育プログラムの学校現場への普及・定着を図るとともに、総合的な起業支援サービスや実践型インターンシップ事業などを展開し、起業・独立を目指す挑戦者を育成・輩出する。また、若者やフリーターが就職に役立つ知識・スキルを手軽に学べる「草の根eラーニング・システム」の整備を図るとともに、小中高校でのものづくり体験等のキャリア教育を推進する。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
若年者のためのワンストップサービスセンターの整備		
	67.5 億円(うち特会15.0 億円含む)	(52.5 億円)
起業家輩出支援事業(ドリームゲート事業)	9.3 億円	(11.4 億円)
起業家教育促進事業	3.0 億円	(3.0 億円)
草の根eラーニング・システム整備事業	3.9 億円	(新規)
関連予算総計	135.8 億円(うち特会15.0 億円含む)	(108.9 億円)

・中小企業の再生支援と中小企業金融の円滑化

地域・業種によっては景気回復に遅れが見られる中、将来可能性のある中小企業が破綻に追い込まれる事態を回避するため、中小企業の再生支援、中小企業金融セーフティネット対策を充実するとともに、無担保融資の促進など中小企業金融の多様化・円滑化を図る。

1. 再生支援

中小企業再生支援協議会事業

今後も増加が見込まれる中小企業の再生へのニーズに適切に対応するため、再生計画の策定支援業務を強化するとともに、再生計画実施のフォローアップの拡充を行うことにより、中小企業再生支援協議会の強化を図る。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
中小企業再生支援協議会事業	29.7 億円	(26.7 億円)

2. 中小企業金融の多様化・円滑化

(1) 担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進

政府系金融機関の無担保・無保証融資、民間金融機関等の貸付債権の証券化支援等を推進する。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
証券化支援一般会計	35.0 億円	(10.0 億円)
産投会計	40.0 億円	(30.0 億円)

(2) セーフティネット保証・貸付の充実

中小企業を取り巻く経済環境にはなお厳しい面も見られることから、引き続き、経済環境の変化等により困難をきたしている中小企業への円滑な資金供給を確保する。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
セーフティネット保証・貸付	14.7 億円	(13.7 億円)

・ 商店街・中心市街地活性化対策の重点投入

消費者の選別や商業集積間の競争等、商店街・中心市街地を巡る経営環境が厳しさを増す中で、まちづくりと一体となった先進的取組みを行う地域に対して総合的な支援を行う等、中小商業活性化対策の重点投入を図る。

(1) 先進的な取組み等を行う中心市街地・商店街に対する総合的支援

中心市街地の来街者・居住者の増加等のための「まちづくりプラン」と商業集積活性化を一体的に進める地域における、先駆的な中心市街地活性化への取組に対して、関係省庁と連携しつつ、ハード・ソフト両面にわたり、国が直接、重点的に支援を行う。

また、引き続き、地方自治体と協調し、各地における商店街振興組合等が行う施設整備やイベント事業等に対し、総合的な支援を行う。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	41.0 億円	(新規)
商店街活性化のための総合的支援 (自治体経由)	39.8 億円	(50.3 億円)

(2) 中心市街地活性化対策の実効性確保に向けた診断・サポート

中小企業基盤整備機構の地方支部 (全国 9 支部) を活用し、全国各地において専門的人材が地域の経済動向やまちづくりプラン、中心市街地の総合的マネジメント状況、核となる施設の整備・運営手法などを総合的に診断し、中心市街地活性化対策の実効性を高めるための助言を行う。加えて、これらのノウハウや成功事例等を広く普及し、市町村等の中心市街地活性化策の改善に役立てる。

	17 年度政府案額	16 年度予算額
実効性確保診断・サポート事業	5.2 億円	(新規)

4.3. 平成17年度資源エネルギー関係予算案の概要

平成17年度資源エネルギー関係予算案の概要

平成16年12月

経済産業省

《基本的考え方》

エネルギーは、国民生活や経済活動の基盤を成すものである。エネルギー政策においては、「エネルギー政策基本法」及びこれを受けて策定された「エネルギー基本計画」に掲げられた「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分に考慮した上での「市場原理の活用」という基本方針に基づき、各般の施策を長期的、総合的かつ計画的に推進することが基本的な責務である。

今日、我が国のエネルギーを巡る環境を見ると依然として不安定な中東情勢に加え、中国をはじめアジア諸国のエネルギー需要が増大しており、エネルギー供給の多くを海外に依存する我が国にとって、安定供給の確保は益々重要な課題となってきた。併せて、京都議定書の発効が確実となった今、省エネルギー機器等の市場拡大、技術革新の進展等を通じてCO₂排出量の削減を図るという、「環境と経済の両立」に資する実効性あるエネルギー対策の推進も喫緊の課題である。

こうした中、平成17年度資源エネルギー関係予算においては、以下の施策に重点的に予算を確保している。

- ・ 京都議定書の約束達成に向けた省エネルギー等の地球温暖化対策の抜本的強化
(省エネ・新エネ対策等から成るエネルギー需給高度化対策を大幅に増額)
- ・ 資源探査の強化を含む石油・天然ガスの安定供給策の充実
- ・ 安全確保を大前提とした原子力の推進

また、経済財政諮問会議や財政審議会等における特別会計見直しの議論も踏まえ、エネルギー特別会計関連予算については、引き続き一層の重点化・効率化を進めるものとする。

1. 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

(単位：億円)

	16年度予算額	17年度予算額	対前年度増減 (伸率%)
合 計	6,242	6,432	+190 (+3.0%)
うち経済産業省分	6,117	6,194	+77 (+1.3%)
石油対策	3,678	3,682	+3 (+0.1%)
エネルギー需給構造高度化対策	2,563	2,750	+187 (+7.3%)
うち経済産業省分	2,438	2,512	+74 (+3.0%)

備蓄原油に係る借入金の元本償還(117億円)を除いた実質的な政策経費に係る歳出規模は3,565億円

(113億円)

2. 電源開発促進対策特別会計

(単位：億円)

	16 年度予算額	17 年度予算額	対前年度増減 (伸率%)
合 計	5,033	4,492	542 (10.8%)
うち経済産業省分	3,487	2,869	618 (17.7%)
電源立地勘定	2,577	2,163	414 (16.1%)
うち経済産業省分	2,201	1,792	409 (18.6%)
電源利用勘定	2,456	2,329	127 (5.2%)
うち経済産業省分	1,286	1,077	209 (16.2%)

3. エネルギー特別会計全体

(単位：億円)

	16 年度予算額	17 年度予算額	対前年度増減 (伸率%)
合 計	11,275	10,924	351 (3.1%)
うち経済産業省分	9,603	9,063	541 (5.6%)

(注1) 石特会計石炭勘定は、13年度をもって政策的経費の計上を終了。14年度から18年度までの間は、借入金の元本等の償還のみを行う暫定勘定。

(注2) 石油対策でこの他に、借入によって手当てされる国家石油備蓄基地建設及び原油購入に係る借入金の元本借換、国家石油備蓄基地の施設の維持更新に必要な経費、石油ガス国家備蓄基地建設委託費、石油ガス国家備蓄基地建設に係る借入金の元本借換及び国家備蓄石油ガス購入費を計上(計16,087億円)するとともに、油種入替事業に係る原油購入代金の一部を、原油売却代金(193億円)によって手当。

また、石油公団が実施していた債務保証及び出資に係る事業の一部が同公団の廃止によって独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管される予定であることから、石油公団からの出資回収金収入(630億円)を歳入に計上するとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成17年度諸経費(762億円)を同機構に対する出資金として計上するとともに、石油公団からの出資回収金収入(630億円)等により手当。

(注3) エネルギー需給構造高度化対策で環境省分として238億円(16年度125億円)を計上。

(注4) 「 」が附された予算額は独立行政法人が運営費交付金により実施する事業を含んでいるが、これはあくまで現時点における想定額であり、今後独立行政法人が事業を実施する際には変更される場合がある。

省エネルギー対策の強化

省エネルギー対策関連予算（環境省分含む）【1,691（1,499）】

我が国のエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減し、「環境と経済の両立」を実現する上で、省エネルギー対策の果たす役割は極めて大きい。このため、産業部門について費用対効果の高い省エネ設備の導入を促進するとともに、エネルギー消費の伸びが著しい民生・運輸部門を中心に省エネルギー関連機器の導入等を促進する。併せて、省エネルギー法の改正等を検討中。

こうした取組みにより、産業・運輸・民生にわたり抜本的かつ包括的に省エネルギー対策を強化。

- 産業部門における高効率設備の導入促進

○エネルギー使用合理化事業者支援事業【203（138）】

コンビナート等で複数主体が連携した大規模省エネルギー事業、省エネ効果等が大きい業界一号機、省エネ性能が非常に高い高性能工業炉等、費用対効果が高く、政策的意義の高い省エネ投資を重点的に支援する。

- 住宅・建築物における高効率機器等の導入促進

○住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業【186（137）】

高効率給湯器（ＣＯ２冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器）等の普及率の抜本的拡大を目指して、小型化、施工簡易化等の技術開発を行うとともに、導入支援等に係る予算を拡充する。

また、オフィスビル等の建築物について、ＥＳＣＯ事業等の活用による高効率設備の導入やビル用エネルギーマネジメントシステム（ＢＥＭＳ）の導入に対して補助を行う。

さらに、住宅について、空調や換気装置等の高効率機器の導入や断熱リフォームの実施等、高効率エネルギーシステムの導入に対して補助を行う。

加えて、平成17年度から、エネルギー供給事業者が地方自治体等と連携して、地域において計画的・効果的に省エネルギーを推進する事業に対して補助を行う。

- 民生・運輸部門における対策強化のための実証事業の推進

○民生部門等の対策強化のためのモデル事業【12（10）】

民生・運輸部門等におけるＣＯ２排出抑制のための先導的な取組に関する実証・評価事業を行う。

○グリーン物流パートナーシップモデル事業【5（新規）】

京都議定書で定められた運輸部門のＣＯ２排出目標を達成するため、国土交通省との連携による「グリーン物流パートナーシップ」の下、荷主企業と物流事業者の連携による３ＰＬ（サード・パーティ・ロジスティクス）事業などの物流効率化の促進やサプライチェーン全体を最適化する情報システムの導入等先進的な取組に対し支援する。

エネルギー供給基盤の強化

1. 安全確保を大前提とした原子力の推進

原子力の安全確保に万全を期すとともに、安心の醸成に努める。エネルギー基本計画に基づき、安全確保を大前提に、核燃料サイクルを含め、原子力発電を基幹電源として推進する。具体的には、地域との共生を実現するとともに、関連する技術開発を推進する。

- 原子力安全・防災・核物質防護対策の一層の充実

【 3 4 9 (3 3 7) 】

平成 14 年夏に明らかとなった原子力発電所における一連の不正問題を踏まえ、平成 15 年 10 月、原子力安全規制の抜本的な改革を行ったところ。平成 17 年度予算においても、新たな安全規制の着実な遂行と充実に全力で取り組むとともに、引き続き原子力防災対策等を推進する。原子力安全に係る広聴・広報活動については一層の強化に取り組む。

また、平成 17 年を目途に、クリアランス制度(注)の整備及び核物質防護対策の増強等に係る所要の法整備を検討。

(注)原子力施設の廃止措置等に伴い発生する「放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物」を放射性廃棄物から安全に区分する制度。

○原子力安全確保対策、広聴・広報活動の一層の充実等

【 2 5 7 (2 4 5) 】

高経年炉の増加に伴い、原子力プラントの安全上重要な機器・配管等について、疲労や腐食等の経年変化に対する保全の重要性が増している。このため、各種の経年変化事象について、検出技術や安全性評価技術の一層の充実等を図る。

安全規制に係る広聴・広報活動については、国民との双方向のコミュニケーションを実現するため、原子力立地地域を中心にニュースレターの発行、シンポジウムの開催等を行い、原子力安全規制行政に対する国民の信頼の回復に向けて全力で取り組む。

○クリアランス制度等の整備に係る調査

【 1 (新規) 】

クリアランス制度の信頼性、効率性の一層の向上を図る観点から、クリアランスレベルが正確に測定できていることを確認するための機材の整備等を実施する。

○原子力防災・核物質防護対策の推進

【 9 1 (9 1) 】

原子力発電施設等の防災対策に万全を期すため、オフサイトセンターや防災資機材の整備、防災訓練等に対する支援を引き続き推進する。また、核物質防護対策については、原子力発電施設等に対するテロ等の脅威の想定及び防護手段の検討等に取り組む。

- 原子力発電、核燃料サイクル等に係る技術開発

○核燃料サイクル及びバックエンド対策の推進

【 1 1 0 (9 9) 】

我が国における核燃料サイクルの確立に向け、フルMOX原子炉施設(全炉心にMOX燃料を装荷することのできる改良型軽水炉)の技術の高度化、ウラン濃縮に係る新型遠心分離機の開発及びMOX燃料加工技術の確証試験を推進する。また、高レベル放射性廃棄物対策を強化するための研究開発等を行う。

○革新的原子力技術開発の推進

【 2 2 (2 5) 】

原子力発電及び核燃料サイクルの安全性・経済性を向上させるため、提案公募方式により革新的・独創的な実用原子力技術の研究開発等を行う。

- 原子力発電施設等と地域との共生の実現

○新交付金制度の定着による地域発展の実現

【 1 , 0 3 7 の内数 (1 , 0 5 0 の内数) 】

従来の交付金制度を抜本的に見直した新交付金(電源立地地域対策交付金)制度が平成 15 年から実施されていることを踏まえ、引き続き、地域からの様々なニーズに真摯に対応し、効果的な地域発展が実現できるよう柔軟な運用を行っていく。

なお、原子力発電施設の立地計画の遅れに伴う将来の財政需要に備えて、周辺地域整備資金の積み増しを引き続き行い、累計で１，０００億円超を確保する。

○広聴・広報活動を始めとする国民理解への取り組み

【７８（９３）】

既存事業を見直すことで思い切った合理化を実施し、理解促進活動として効果の高い双方向コミュニケーションを図る事業や、プルサーマルの実施が予定される地点等に係る広聴・広報活動に重点化を図る。

２．石油・天然ガス等重要資源の安定供給等に向けた施策の総合的推進

石油・天然ガスについては、資源探査を通じた我が国における権益の保全、戦略的地域における自主開発の推進と供給源の多様化等の総合的な資源戦略を展開する他、備蓄の推進、国内石油産業の経営基盤強化等を総合的に推進する。これらの施策については、国際情勢等石油・天然ガスを巡る状況の進展を踏まえた機動的な対応を行うことが重要。

石炭や鉬物資源については、安定供給の確保と環境調和的・効率的利用を促進する。

- 我が国における石油・天然ガス権益の保全

中国をはじめとするアジア地域において需要が急増する中、資源小国である我が国にとって必要不可欠な我が国における石油・天然ガス権益を適切に確保・保全する。

○３次元物理探査船の建造

【１０１（新規）】

我が国周辺海域における石油・天然ガス資源の精細なデータを収集するため、３次元の物理探査が可能な性能を有する調査船を建造する。

○国内における石油・天然ガス基礎調査

【１２９（３８）】

我が国周辺海域における物理探査等の適切な実施等を通じて、我が国における石油・天然ガス権益の適切な確保及び保全を図る。

- 戦略的地域における石油・天然ガスの自主開発等の推進

石油・天然ガスの太宗を輸入に頼り、原油輸入の中東依存度が高い我が国にとって、石油・天然ガスの安定供給の確保は極めて重要であるため、戦略的地域における自主開発の推進と非中東原油の調達拡大などの供給源の多様化を図る。

○戦略的地域における自主開発推進・供給源多様化

【２３８（２２４）】

独立行政法人石油天然ガス・金属鉬物資源機構による出資・債務保証や地質構造調査の実施を通じ、石油・天然ガスについて戦略的地域における自主開発の推進と供給源の多様化を図る。

- 石油・ＬＰガスの効率的・効果的な備蓄事業の推進

【２，２５０（２，３７４）】

（注）原油購入借入金元本償還（１１７億円）を含む。

石油・ＬＰガスの我が国への石油等の供給が不足する事態が生じた場合において、石油・ＬＰガスの安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るための最後の砦である。このため、石油備蓄について、国家備蓄事業の国直轄化による効率化の達成と備蓄石油の着実な維持・管理等を行うとともに、ＬＰガス備蓄についても、国家備蓄事業の推進等に努める。

○国家石油備蓄の推進

【2,038(2,132)】

国家備蓄基地及び民間借上げタンクにおいて保有する約5,100万キロリットルの原油について、引き続き安全かつ効率的な維持・管理を行うとともに、緊急時において機動的な活用が可能な体制を維持すべく、緊急放出訓練等の事業を行う。その際、特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、更なる効率的な事業の実施に努める。

(注)このほか、借入により国家備蓄基地の建設及び原油購入に係る借入金の元本借換、国家備蓄基地の施設の維持更新に必要な経費借入金を計上(計14,847億円)するとともに、油種入替事業に係る原油購入代金の一部を、原油売却収入(193億円)によって手当。

○LPGガス国家備蓄の推進

【105(130)】

平成4年の石油審議会石油部会液化石油ガス分科会における提言(2010年度に150万トンのLPGガス国家備蓄の達成)を踏まえ、LPGガス国家備蓄基地建設の着実な推進を図るとともに、17年度完成予定の地上3基地(石川県七尾市、長崎県福島町、茨城県神栖町)の操業を行う。

(注)このほか、借入によりLPGガス国備基地建設委託費(619億円)、LPGガス国備基地借入金元本借換(515億円)及び国備LPGガス購入費(106億円)を計上。

- 石油・LPGガスの環境調和的・効率的活用の促進

大気環境改善・地球温暖化対策や石油の有効利用の観点から、硫黄分10ppm以下(サルファーフリー)のガソリン・軽油の早期普及を引き続き支援し、また、環境対応型高効率業務用ボイラ等の導入効果の実証や、将来型燃料の高度利用研究開発を新たに実施するなど、石油の環境調和的・効率的な利用を一層促進する。LPGガスについても、品質の向上と利用効率の向上を図る。

○環境対応型高効率業務用ボイラ等導入効果実証事業

【7(新規)】

連産品である石油製品の適正な需要構造を維持しつつ、石油の高効率利用や大気汚染物質排出削減を推進するため、A重油等を使用する業務用小型ボイラ及び温水器について、従来に比べて省エネ効果及びNOx排出削減効果の高い機器の導入効果を実証するモニター事業への支援を行う。

○将来型燃料高度利用研究開発

【14(新規)】

将来の燃料電池の普及に伴う水素需要の拡大に対応するため、効率的な石油系燃料からの水素製造技術や当該水素等の効率的な供給システム等の開発を行う。

○低硫黄(サルファーフリー)石油系燃料導入促進事業

【42(51)】

硫黄分10ppm以下(サルファーフリー)のガソリン・軽油の早期供給を促すために、当該燃料を規制(ガソリンは平成20年から、軽油は平成19年から硫黄分10ppm以下に強制規格化の予定)に先駆けて供給する事業者を対象に、新たに必要コストの一部を、その供給量に応じて補助する。

○LPGガス高効率利用促進事業

【7(2)】

LPGガスを利用したコージェネレーション及び高効率厨房機器の導入に対する補助を行う。

○ L P ガス品質向上・供給多様化事業 【 5 (新規)】

次世代 L P ガス自動車に対応するオートガス品質に係る調査、L P ガス用非硫黄系臭物質の調査及び合成ガスから L P ガスを合成・製造するための技術開発を行う。

- 国内石油産業・L P ガス産業の経営基盤強化

我が国の石油安定供給の担い手である国内石油精製業と石油製品・L P ガス販売業の経営基盤強化を図るため、石油精製合理化対策、石油製品・L P ガス販売業の構造改善対策等を引き続き推進する。

○ 石油精製環境低負荷高度統合技術開発 【 5 1 (5 3)】

石油精製業を中心としたコンビナートのより高度な一体運営による、環境負荷低減対策の促進、及び生産性・効率性を高めるための新たな高度統合技術の開発を支援する。

○ 石油精製等高度化技術開発 【 3 8 (3 1)】

石油製品製造の高度化・効率化、環境負荷低減型の石油精製プロセス及び製油所廃棄物削減等に関する技術開発を支援する。

○ 構造改善円滑化事業 【 4 3 (4 4)】

意欲のある石油製品販売業者による事業の高付加価値化や経営効率化、地域貢献等の社会活動への支援を実施し、事業者の経営基盤の強化を図る。なお、昨今の災害時の経験も踏まえ、自家発電設備や緊急用可搬式ポンプ等を備えた災害対応型給油所の普及事業向け予算を大幅増額している。

○ L P ガス充てん所統廃合支援事業 【 1 0 (1 1)】

L P ガス充てん所の統廃合に係る廃止施設の撤去費用に対して補助を行う。

○ L P ガス販売事業者構造改善支援事業 【 8 (8)】

L P ガス販売事業者の構造改善に資するセミナー開催事業等に対して補助を行う。

- 天然ガスの需要拡大支援 【 1 1 4 (8 5)】

天然ガスは C O 2 排出量が少なく、また S O x 排出がないなど、環境負荷の小さな主要化石燃料である。また、中東依存度が低く、我が国エネルギーセキュリティ上重要であることから、天然ガスシフトの加速化に向け、需要拡大等を引き続き強力に推進する。

○ エネルギー多消費型設備天然ガス化推進事業 【 5 0 (3 9)】

燃焼設備等（工業炉、ボイラー等）の使用燃料を炭素含有量の多い石炭等から、より環境負荷の小さな天然ガスに転換する取組に対して支援を行う。

○ 石炭火力発電天然ガス化転換支援 【 2 5 (2 7)】

老朽石炭火力発電設備の高効率 L N G 火力発電設備への転換を促すための支援を行う。

○超高効率天然ガスエンジン・コンバインドシステム技術開発 【 1 (新規) 】

民生部門の省エネルギーに有効な都市部での電気・熱の面的融通を促進するため、世界最高レベルの発電効率となる天然ガスエンジンの技術開発を行う。さらに熱の利用効率を高めるため、本ガスエンジンに最適な高出力コンバインドシステムの技術開発を行う。

○次世代天然ガス高圧貯蔵技術開発 【 3 (1) 】

天然ガスの導入拡大に向け、天然ガス地下貯蔵技術の開発を行うことにより、パイプライン等インフラの効率的な整備、パイプラインの稼働率向上及び緊急時の供給確保を図る。

○高効率給湯器の導入支援補助（ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器） 《一部再掲》【 3 5 (1 9) 】

家庭等における省エネルギーを推進するため、従来の給湯器に比べて高効率の給湯器（ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器）の導入支援を行う。

- G T L ・ D M E、メタンハイドレート等の技術開発支援 【 1 4 0 (1 6 6) 】

G T L 及び D M E は、天然ガス等を原料とする硫黄分を含まない環境面で優れた形態の燃料であり、今後、軽油等の石油系燃料の代替燃料として期待される。

このため、製造コスト低減等に資する技術開発を引き続き推進する。

また、メタンハイドレートは、国産エネルギー資源としてその開発・導入を進めることが期待されている。このため、商業的生産技術の確立に向けた技術開発を着実に推進する。

○ G T L ・ D M E の製造コスト低減等に資する技術開発 【 5 6 (4 7) 】

G T L ・ D M E 等の天然ガスの有効利用に資する技術について、合成ガスの低温反応プロセスの開発、コンパクトで起動特性に優れた D M E 改質による水素製造技術の開発等、独創的・基礎的な研究テーマを広く募集して研究開発を行う。

○ D M E 燃料利用機器開発・実用化普及促進研究 【 7 (2 0) 】

D M E 燃料を早期に実用化・普及させるため、D M E 燃料利用機器の開発、流通インフラの転用耐久性・安全性等に関する実証試験等を行う。

○環境負荷低減型燃料転換技術開発 【 3 3 (3 2) 】

一次エネルギー供給の多様化に資する D M E を天然ガスや石炭・重質油をガス化した合成ガス等から、安価、大量かつ効率的に直接製造する技術の開発を行う。

○メタンハイドレート技術開発 【 4 0 (6 7) 】

国産エネルギー資源として期待されるメタンハイドレートの開発・導入を進めるため、商業的生産技術確立を目指すべく、新しい生産・探査技術の開発や環境影響評価等を着実に進める。

- 技術協力・人材協力等を通じた資源保有国との関係強化

中長期的に石油・天然ガスの安定供給の確保を図るためには、技術協力・人材交流等を通じた資源保有国との関係強化が重要。このため、開発・精製関連分野を中心とした産油国等との共同技術開発、研修生の受入れ、専門家の派遣等

の人的交流事業、産油国等への直接投資促進事業等の施策を積極的に実施する。

○産油・産ガス国協力モデル事業等 【 5 5 (7 6)】

我が国開発企業の開発努力等を支援し、エネルギー安定供給確保に資するため、技術協力、人材交流、さらには投資促進を通じた産業構造の多角化やインフラ整備などの産油・産ガス国に対する支援を推進する。

○産油国石油精製技術等対策事業 【 4 1 (4 6)】

産油国石油精製部門の高度化に向けて、受入研修事業・専門家派遣事業等を支援するとともに、産油国石油産業の産業基盤整備等に向けて、フィージビリティ調査等を支援する。

○「炭鉱技術移転五ヶ年計画」に基づく海外産炭国からの研修生の受入等 【 4 0 (4 0)】

海外産炭国（中国、ベトナム、インドネシア）から、炭鉱技術者を我が国炭鉱に受入れ、研修事業を実施するとともに、我が国炭鉱技術者を産炭国へ派遣し、現地の実態に即した指導を行う。

- 石炭の安定供給の確保と環境調和的利用の促進 【 2 1 9 (1 8 5)】

今後とも重要なエネルギー源である石炭について、エネルギー安定供給の確保や地球環境問題への積極的な対応の観点から、安定供給確保に向けた海外炭開発等への支援や環境調和的な石炭利用技術（クリーン・コール・テクノロジー）の開発・実証・普及を推進する。

○海外炭の安定供給確保 【 1 5 (1 5)】

今後、需給逼迫が懸念される石炭の安定供給確保を図るため、産炭国と共同で地質構造調査を実施し、石炭資源のポテンシャルを把握するとともに、民間企業が実施する海外炭開発への支援等を行う。

○クリーン・コール・テクノロジーの研究開発・普及 【 8 2 (8 2)】

環境調和的な石炭利用の拡大を図るため、石炭ガス化を核とした効率向上に資する技術や石炭からの効率的な水素製造技術等、クリーン・コール・テクノロジーの開発を行うとともに、国内外への普及を図る。

○噴流床石炭ガス化発電プラント実証試験 【 8 2 (4 8)】

エネルギー・セキュリティの確保等の観点から、既存技術に比較して熱効率が極めて高く、石炭の更なる環境調和的利用に資する石炭ガス化発電技術の実証試験を行う。

- 鉱物資源の安定供給の確保 【 9 5 (1 0 1)】

鉱物資源の安定供給の確保を図るため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による地質構造調査等を進める。また、供給構造が脆弱な希少金属については、緊急事態の発生に備えた備蓄を行う。

○鉱物資源の探鉱・開発の促進等 【 4 3 (4 5)】

鉱物資源の安定的かつ効率的な供給確保のため、国内及び海外における地質構造調査等を実施する。

○鉱物資源開発等に関する経済協力の推進 【 1 4 (1 6)】

発展途上国に対する鉱物資源分野の経済協力として、基礎的な資源開発調査を行うとともに、煙灰の無害化及び有価

金属回収に関する研究協力を推進する。

○レアメタル備蓄事業の実施 【 6 (9)】

レアメタルの安定的かつ効率的な確保を図るため、ニッケル、コバルト等レアメタル7鉱種の国家備蓄を実施する(備蓄目標 60 日：国家備蓄 42 日、民間備蓄 18 日)。

以上の3事業は一般会計で実施

○大水深域における石油資源等基礎調査 【 2 5 (2 5)】

大陸棚延長の可能性のある海域において、石油資源等の賦存状況を調査(基盤岩採取)し、大陸棚延長に必要な地質データを取得する。

○エネルギー使用合理化製錬/リサイクルハイブリッドシステムの開発 【 4 (4)】

エネルギーの使用合理化を図りつつ、使用済ニッケル水素電池及びシュレッダーダスト等からのニッケル、銅等の有価金属回収技術及び発生するスラグの再資源化技術の開発を行う。

3. 新エネルギーの普及

新エネルギー対策関連予算(環境省分含む) 【 1 , 6 6 6 (1 , 7 1 3)】

将来の水素社会の実現に向け、燃料電池や水素関連の技術開発と併せて、量産化技術の確立や研究開発体制の強化等を行う。

バイオマス、太陽光、風力などの新エネルギー対策について、競争力のある、自立した産業として育成すべく、低コスト化・高効率化のための技術開発、地域主導による導入の促進、新エネルギーを利用した新規事業創出の促進を図る。

- 燃料電池の技術開発・導入促進 【 3 5 4 (3 2 9)】

燃料電池は、環境負荷低減、省エネルギー、エネルギー源の多様化等の特色を有している。また、関連する産業の裾野が広いとため、新規産業・雇用の創出が期待されている。このため、燃料電池の実用化・普及に向け、技術開発、実証、規制の見直し等の総合的な取組みを実施する。

○固体高分子形燃料電池実用化戦略的技術開発 【 5 5 (新規)】

自動車用、家庭・業務用等に利用される固体高分子形燃料電池の実用化・普及に向け、市場化に向けた開発、高リスクな要素技術及び次世代型燃料電池等の開発を行うとともに、基礎的・基盤的な研究開発の体制の構築を図る。

○定置用燃料電池大規模実証事業 【 2 5 (新規)】

2005 年度からの燃料電池の市場導入段階へ円滑に移行し、来るべき燃料電池の普及段階につなげるため、量産技術の確立と大規模データの収集等の実用化段階に必要なデータ収集を行う。これにより一定数量・スペック以上の定置用燃料電池を市場へ投入するメーカーの実用化開発の支援を行う。

○水素社会構築共通基盤整備事業 【 3 6 (新規)】

グローバル・マーケットを視野においた固体高分子形燃料電池システムの普及・促進にする基盤整備のため、規制の再点検や、性能評価試験及び国内外の基準・標準の確立を図る。

- 地域主導によるバイオマスエネルギーの導入促進 【 8 2 (7 2)】
 - 「バイオマス・ニッポン総合戦略」を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、バイオマスの実用化に向けた実験事業・技術開発・実証研究等を実施する。
- バイオマスエネルギー地域システム化実験事業 【 1 5 (新規)】
 - 地域特性を踏まえた持続可能なバイオマスエネルギー利用システムについて、地域主導により先導的モデル事業として導入を促進する。
- バイオマスエネルギー高効率転換技術開発 【 3 1 (3 8)】
 - 経済性の制約を克服し、バイオマスエネルギーの実用化・導入を図るため、高効率にエネルギー転換を行う技術を開発する。
- バイオマス混合燃料導入実証試験 【 9 (5)】
 - カーボンニュートラルなバイオマス燃料を混入した自動車用燃料の製造・利用に関する実証試験を実施する。
- 太陽光発電の低コスト化・風力発電の出力安定化等による導入拡大
 - 総合資源エネルギー調査会需給部会で掲げられた 2010 年における目標である太陽光発電の 4 8 2 万 k W、風力発電の 3 0 0 万 k W を達成するため、太陽光発電の製造コストの大幅な削減、風力発電の出力安定化等に係る技術開発を実施する。
- 太陽光発電システム実用化加速技術開発 【 6 (新規)】
 - 2010 年度の導入目標「4 8 2 万 k W」を達成するため、現行の太陽電池の発電コスト（約 4 9 円 / k W h）を大幅に低下させ、2010 年に家庭用電灯料金並の 2 3 円 / k W h を実現する即実用化に資する技術開発を行う。
- 太陽光発電新技術等フィールドテスト事業 【 9 2 (5 0)】
 - 普及があまり進んでいない公共分野などの非住宅分野への太陽光発電システムの導入普及を強化するため、同分野での太陽光発電システムの有効性の実証及び設置範囲の拡大を図るための実証試験を行う。
- 風力発電電力系統安定化等技術開発 【 1 0 (1 0)】
 - 大規模風力発電所等の普及拡大時において懸念される周波数変動等系統上の問題への対策として、大規模風力発電所サイドの出力安定化技術を開発し、実態に応じたシステム稼働データの抽出や当該システムの有効性を検証する。
- 日本型風力発電ガイドライン策定事業 【 2 (新規)】
 - 稼働率向上のための、日本の気候や風土に適した風車の規格や設置に係るガイドラインの策定事業を実施する。
- 太陽エネルギー新利用システム技術研究開発 【 5 (新規)】
 - 太陽熱等の太陽エネルギーの利活用を推進すべく、太陽エネルギーの利用分野を拡大するため、太陽エネルギーの先進的な利用技術を開発する。

- モデル事業等を通じた地域における新エネルギーの導入普及、新エネルギー産業人材の育成

新エネルギーを、産業として地域レベルで導入していくために、マイクログリッドを活用した、地域における新エネルギー導入のビジネス化支援や、地域における新エネルギー導入をコーディネートする人材の育成を支援する。

○マイクログリッド活用型新エネルギービジネス支援

【 1 4 3 (新エネルギー事業者支援対策の石特計上分) の内数 (新規) 】

一定地域内において、太陽光や風力発電等の新エネルギーを含む複数の分散型電源及び制御装置等を組み合わせてネットワーク化し、エネルギー供給を行うビジネスを支援する。

○地域創発型新エネルギー人材支援事業

【 1 (新規) 】

新エネルギーについての知見や、事業化、資金調達などの企業経営のノウハウを備えた者を地域における新エネルギー導入のコーディネーターとして育成することを支援する。

○新エネルギー事業者支援対策事業

【 3 4 5 (4 8 3) 】

「新エネルギー利用等の推進に関する特別措置法 (新エネ法) 」に基づき認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者に対して補助を行う。

4 . 安定的な電力供給システムの構築

【 1 , 2 8 5 (1 , 2 9 8) 】

電力供給形態の多様化を踏まえ、安定的な電力供給源であり、かつ地球環境負荷が非常に低い長期固定電源 (原子力、水力、地熱等) の利用の促進等を図るとともに、大規模電源と分散型電源の適切な組合せによる供給システムの最適化のための対策等を推進する。

- 原子力・水力・地熱等の利用推進

○核燃料サイクル及びバックエンド対策の推進

《再掲》【 1 1 0 (9 9) 】

○革新的原子力技術開発の推進

《再掲》【 2 2 (2 5) 】

○新交付金制度の定着による地域発展の実現《再掲》

【 1 , 0 3 7 (1 , 0 5 0) 】

- 分散型エネルギー導入の環境整備、ピーク需要抑制対策等

○分散型電源と電力ネットワークとの調和のための実証研究等

【 1 3 (1 4) 】

分散型電源が大量に導入される場合の系統安定化 (適正な電圧の維持) に資する電力ネットワーク技術及び分散型電源と系統電力を相互補完的に活用することにより電力品質に対する多様なニーズに対応可能な品質別電力供給システムについて実証研究を行う。

○先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業

【 2 0 (1 3) 】

負荷平準化に取り組む先導的モデル事業を展開し、ピークシフト効果、ピークカット効果、コスト削減効果等を実測・公表することにより、負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広く P R する。

中国をはじめとするアジア諸国のエネルギー需要の急増を踏まえ、アジア諸国との連携によるセキュリティ対策を推進するとともに、我が国の優れたエネルギー・環境技術のアジア展開を促し、地球規模での温暖化防止への貢献等を図る。

- アジア諸国等との連携によるエネルギーセキュリティ確保等

○アジアエネルギーセキュリティ調査研究等 【 1 0 (1 0) 】

アジア諸国におけるエネルギーセキュリティの強化を図るため、A S E A N 等における石油備蓄制度導入のフィージビリティ調査や原油市場の整備・機能強化等に向けた調査研究等を行う。

○アジア諸国における省エネ・新エネ制度構築の促進 【 1 0 (8) 】

アジア諸国について、エネルギー有効利用方策に関する調査・提言等を行うとともに、関係機関、技術者との交流、研修、専門家派遣等を通じた協力を行う。

○クリーン・コール・テクノロジーのアジア等への普及 【 8 (8) 】

我が国が有するクリーン・コール・テクノロジー（環境調和型の石炭利用技術）のアジア等への普及のために、相手国と共同で導入支援事業を行うとともに、更なる導入・普及を行う上でのアジア諸国等における課題等について調査を実施する。

- 京都メカニズムの推進 【 4 5 (3 1) 】

途上国等へのエネルギー・環境技術の移転による温暖化防止へ向けた国際貢献と、京都議定書の温室効果ガス 6 % 削減目標の達成のため、クリーン開発メカニズム（C D M (Clean Development Mechanism)）、共同実施（J I (Joint Implementation)）事業への支援、F S 調査等を実施する。

京都メカニズムとは、海外において省エネ・新エネ利用などにより二酸化炭素削減事業等を実施した場合、その排出削減量を自国の排出削減約束の達成に利用できる制度。

○C D M / J I 事業に対する支援等 【 3 6 (2 2) 】

途上国等と共同で二酸化炭素の排出削減を行うC D M / J I 事業の案件調査やその実現可能性の評価・分析及び事業実施に対する支援等を行う。

○C O 2 排出削減量の認証・取引事業 【 9 (1 0) 】

二酸化炭素の排出削減量の認証や取引を試行的に実施する。

- 地球温暖化防止関連技術開発

地球温暖化問題の解決に向けて、エネルギー消費の抜本的改善を図る革新的技術開発、二酸化炭素を分離回収・固定化・有効利用する技術開発及び代替フロン物質を削減する技術開発を行い、環境・エネルギー・経済のバランスのとれた持続可能な社会の構築を図る。

○革新的技術開発

【 9 1 (1 1 5) 】

自動車軽量化材料、次世代省エネディスプレイ、省エネ型化学プロセス・鉄鋼プロセス等の革新的技術開発によりCO₂削減を目指す。

○二酸化炭素固定化・有効利用技術開発

【 5 3 (6 0) 】

二酸化炭素を効率的に分離回収するための技術や、二酸化炭素を地中帯水層へ貯留するための技術開発等を行う。

○代替フロン排出抑制技術開発

【 9 (2) 】

代替フロン等3ガスの排出抑制のため、ノンフロン型省エネ冷凍空調システム等の開発を行う。

．エネルギー関連研究開発プログラム

エネルギー技術開発の意義（安定供給、地球環境保全への貢献等）エネルギー基本計画における技術開発政策への要請等を踏まえ、エネルギー分野における国の研究開発事業を省エネルギー、新エネルギー、電力、原子力、化石燃料の5分野で体系化。

分野毎に重点的な取組が必要な技術領域、克服すべき課題を明示した上で、課題の解決のために必要な事業を整理し、個別事業ごとに、目的・成果、評価時期を明記することにより、一層の重点化を図る。

●資源エネルギー関連研究開発プログラム総括表

（単位：億円）

プログラム名	16年度予算額	17年度予算額	16年度予算比
省エネルギー技術開発プログラム	493	512	+3.9%
新エネルギー技術開発プログラム	609	587	3.6%
電力技術開発プログラム	63	56	11.7%
原子力技術開発プログラム	125	130	+3.7%
燃料技術開発プログラム	370	384	+3.6%
合計	1,661	1,668	+0.5%

●省エネルギー技術開発プログラム

プログラムの目的

長期エネルギー需給見通しで示されている2010年、2030年の省エネルギー効果を政策目標とし、その着実な達成に貢献していく観点から、従来以上に効率的かつ効果的な運営を図る。

17年度予算における重点化目標

平成17年度においては、省エネルギー関連の技術開発プロジェクトをプログラム化し、省エネルギー効果が十分期待できるプロジェクト（2030年時点での省エネ効果量が原油換算で10万kl以上を期待できるもの）をベースとして、エネルギー消費の大きい産業部門に対して重点的な支援を行う一方、省エネルギー部会等で追加対策の必要性が提言されている民生・運輸部門に対しても十分な支援を行うことにより、より一層の省エネに向けての技術的ブレークスルーを図ることとする。

今後、導入支援スキームとの有機的な連携を進めつつ、本プログラムに基づき、省エネルギー技術の波及効果が大きく、より投資効果の高い技術開発を重点的に推進する。

17 年度予算における研究開発内容

- 横断分野
 - エネルギー使用合理化技術戦略的開発 【 6 2 (6 5)】
- 産業部門
 - 製造プロセスの省エネルギー化に関する技術開発 【 5 4 (5 7)】
- 民生部門
 - 省エネルギー性能の高い次世代平面ディスプレイ技術の開発 【 3 6 (2 9)】
- 運輸部門
 - 自動車・航空機の軽量化技術の開発 【 2 9 (2 8)】

●新エネルギー技術開発プログラム

プログラムの目的

新エネルギーは、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に資するほか、分散型エネルギーシステムとしてのメリットも期待できる貴重なエネルギーであるが、現時点では、出力の不安定性や高コスト等の課題を抱えている。

このため、新エネルギーを当面は補完的なエネルギーとして位置づけつつも、安全の確保に留意し、コスト低減や系統安定化、性能向上等のための技術開発等について、産学官等関係者が協力して戦略的に取り組むこと等により、長期的にはエネルギー源の一翼を担うことを目指した研究開発を実施する。

17 年度予算における重点化目標

特に 17 年度においては、経済性の向上による市場拡大を目的とした低コスト化・高効率化の研究開発を重点的に進めるとともに、新たな主体によるエネルギー供給への参画を促すべく、バイオマスや風力等の技術開発を積極的に推進する。

17 年度予算における研究開発内容

- 燃料電池 / 水素エネルギー利用
 - 固体高分子形燃料電池実用化戦略的技術開発 【 5 5 (新規)】
 - 定置用燃料電池大規模実証事業 【 2 5 (新規)】
- 太陽光発電
 - 太陽光発電システム実用化加速技術開発 【 6 (新規)】
 - 太陽光発電新技術等フィールドテスト事業 【 9 2 (5 0)】
- バイオマスエネルギー
 - バイオマスエネルギー地域システム化実験事業 【 1 5 (新規)】
 - バイオマスエネルギー高効率転換技術開発 【 3 1 (3 8)】
- 風力発電
 - 風力発電電力系統安定化等技術開発 【 1 0 (1 0)】

●電力技術開発プログラム

プログラムの目的

今後、規制緩和に伴う電力自由化が進展する我が国において、社会を支える重要なエネルギーである電力の一層の安定供給を支えるため、分散型電源による発電電力の有効活用、安定的かつ高効率な電力供給に資する技術開発を行うことにより、分散型電源と系統電力との調和のとれた安定的かつ高効率な電力供給を実現する。

17 年度予算における重点化目標

17 年度においては、エネルギー基本計画及び新産業創造戦略を踏まえ、分散型電源と系統電力とが柔軟に連系可能とするような研究開発を推進するとともに、系統電力の品質維持等の電力安定供給に資する研究開発を推進する。

17 年度予算における研究開発内容

- 分散型電源を柔軟に系統連系可能とする技術開発

- 新電力ネットワークシステム実証研究

【 1 3 (1 4)】

なお、新エネルギー技術開発プログラムに計上されているものの、分散型電源の柔軟な系統連系に資する取組として、8 2 億円（平成 16 年度：1 3 3 億円）の研究開発予算を計上。

- 安定的な電力供給のための技術開発

- 超電導電力ネットワーク制御技術開発
- 電源利用対策発電システム技術開発

【 1 5 (7)】

【 3 (3)】

- 高効率な電力供給のための技術開発

- 超電導応用基盤技術研究開発

【 2 4 (2 7)】

●原子力技術開発プログラム

プログラムの目的

原子力発電は、供給安定性に優れており、資源依存度が低い準国産エネルギーとして位置付けられるエネルギーであるとともに、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく地球温暖化対策に資するという特性を持っている。また、核燃料サイクルは供給安定性等に優れているという原子力発電の特性を一層改善するものである。このため、原子炉関係、核燃料サイクル関係、放射性廃棄物の処分関係の研究開発を行うことにより、基幹電源としての原子力発電及び核燃料サイクルの推進を図る。

17 年度予算における重点化目標

平成 17 年度においては、ブルサーマルを中軸とした核燃料サイクル政策を着実に推進していくため、革新的・独創的な実用原子力技術の研究開発、ウラン濃縮技術等の核燃料サイクル関連研究開発、地層処分事業の円滑な推進等に係る放射性廃棄物処分関係の技術開発を引き続き進めていくとともに、スケジュールの進捗等を踏まえ、フルMOX原子炉技術開発を大幅に拡充するとともに、軽水炉の効率向上を目指した新たな技術開発に取り組む。

17 年度予算における研究開発内容

- 既存軽水炉の有効活用や新型軽水炉の開発
 - 全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金 【 4 0 (2 4)】
 - 革新的実用原子力技術開発費補助金 【 2 2 (2 5)】
- 核燃料サイクル関連の研究開発
 - 遠心法ウラン濃縮事業推進費補助金 【 1 4 (1 4)】
- 放射性廃棄物処分関連の研究開発
 - 地層処分技術調査等委託費 【 3 7 (3 5)】

● 燃料技術開発プログラム

プログラムの目的

燃料（石油、ガス体、石炭、新燃料）に係る生産技術の向上、環境適合的な利用技術の開発を通じて、エネルギーの安定供給の確保、環境問題への対応（CO₂、NO_x、PM排出量の削減等）を図る。このため、精製プロセスの効率化、石油、石炭の利用に係る環境負荷の低減、天然ガス及びGTL・DMEといった新燃料の導入促進に資する技術開発を推進する。

17 年度予算における重点化目標

17 年度においては、エネルギー基本計画を踏まえ、石油精製プロセスの効率化・環境負荷低減、天然ガスの開発、導入促進、環境適合的な石炭利用技術（クリーン・コール・テクノロジー）GTL・DMEといった新燃料の開発、導入促進等に係る技術開発を実施する。

17 年度予算における研究開発内容

- 精製プロセスの効率化・環境負荷低減
 - 石油精製環境低負荷高度統合技術開発 【 5 1 (5 3)】
 - 石油精製等高度化技術開発 【 3 8 (3 1)】
 - 重質残油クリーン燃料転換プロセス技術開発事業 【 3 (3)】
- 未利用資源の開発
 - メタンハイドレート開発促進事業 【 4 0 (6 7)】
- 環境適合的な石炭利用の拡大
 - クリーン・コール・テクノロジーの研究開発 【 5 7 (5 6)】
 - 噴流床石炭ガス化発電プラント実証試験 【 8 2 (4 8)】
- 新燃料の導入促進のための技術開発
 - 将来型燃料高度利用研究開発 【 1 4 (新規)】
 - DME 燃料利用機器開発・実用化普及促進研究 【 7 (2 0)】

(単位：億円)
()内は16年度予算額

石 油 石 炭 税	
石油2,040円/kl、LPG940円/t、LNG960円/t、石炭460円/t	
↓ 一般会計	
↓ 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	
石油 対 策	エネルギー需給構造高度化対策
1. 産油・産ガス国協力 96 (122) 2. 開発 720 (565) メタンハイドレート技術開発 40 (67) 3. 産業体制整備等 498 (511) 石油精製合理化対策 226 (225) 石油流通構造改善対策 171 (181) LPG産業対策 57 (63) 4. 備蓄 2,250 (2,374) 5. 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費 53 (54) 6. その他 65 (53)	1. 省エネルギー対策 1,368 (1,298) 省エネルギー導入事業者支援 203 (138) 省エネルギー戦略的技術開発 62 (65) 京都メカニズム関連対策 45 (31) 2. 新エネルギー対策 866 (877) 燃料電池の技術開発等 294 (262) 新エネルギー導入自治体・事業者支援等 270 (285) バイオマスエネルギーの技術開発等 82 (72) 3. 天然ガスの利用の促進 138 (124) 4. 石炭の環境負荷低減利用等 123 (121) 5. その他 17 (19) (経済産業省分 計) 2,512 (2,438) (環境省分 計) 238 (125)
合計 3,682 (3,678)	合計 2,750 (2,563)

原油等関税
 原油 170円/kl、
 灯油 564円/kl、
 低硫黄C重油 2,376円/kl、
 軽油 1,257円/kl、
 ガソリン 1,386円/kl等

石炭勘定

512 (541)

(注) 石炭勘定は、13年度をもって政策的経費の計上を終了。14年度から18年度までの間は、12年度及び13年度に借り入れた借入金元金及び利子の償還のみを行う暫定勘定。

(注1) 石油対策のうち、備蓄原油に係る借入金の元本償還(117億円)を除いた実質的な政策経費に係る歳出規模は3,565億円(113億円)。

(注2) 石油対策その他に、借入によって手当てされた国家石油備蓄基地建設及び原油掘込に係る借入金の元本償還、国家石油備蓄基地の施設の維持更新に必要な経費、石油ガス国家石油備蓄基地建設費、石油ガス国家石油備蓄基地建設に係る借入金の元本償還及び国家備蓄石油ガス購入費を計上(16,087億円)すると、油種・量事業に係る原油掘込代金の一部を原油売却代金(193億円)によって手当て、また、石油公団から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構への一部の事業が移管されたことによる諸経費を出資回収収入(630億円)等で手当て。

(注3) 計数は前年度末四捨五入のため不合あり。

(注4) 「¹が附された予算額は独立行政法人が運営費交付金により実施する事業を含んでいるが、これはあくまで現時点における想定額であり、今後独立行政法人が事業を実施する際には変更される場合がある。

(単位：億円)
()内は16年度予算額

電源開發促進稅 40.0 錢/kWh

電源利用勘定

1. 電源地域振興策	1,342	(1,331)	1. 原子力に関する安全・安心の確立	141	(131)
電源立地地域対策交付金	1,037	(1,050)	2. 電力系統安定化技術開発等	221	(252)
電源地域振興モデル事業	58	(0)	3. 原子力の利用推進	131	(128)
2. 理解増進活動の充実	78	(93)	4. 水力・地熱の利用推進	64	(82)
3. 原子力安全・防災対策	220	(218)	5. 新エネルギー等関連	462	(635)
4. その他	28	(28)	注：新エネ予算については、19年度までに石特に移行予定。		
5. 周辺地域整備資金	125	(530)	新エネルギー導入自治体・事業者等支援	237	(387)
			燃料電池の技術開発	39	(62)
(経済産業省分 計)	1,792	(2,201)	6. その他	58	(58)
(文部科学省分)	371	(376)	(経済産業省分 計)	1,077	(1,286)
			(文部科学省分)	1,252	(1,171)
合 計	2,163	▲16.1% (2,577)	合 計	2,329	▲5.2% (2,456)

(注 1) 計数は単位未満四捨五入のため不符合あり。
(注 2) 「」が附された予算額は独立行政法人が運営費交付金により実施する事業を含んでいるが、これはあくまで現時点における想定額であり、今後独立行政法人が事業を実施する際には変更される場合がある。

4. 4. 平成 17 年度知的財産政策関連予算案等の概要

平成 17 年度知的財産政策関連予算案等の概要

平成 16 年 12 月

特許庁

平成 17 年度 特許特別会計 予算案（歳出）

1,176 億円（平成 16 年度予算額 1,157 億円）

データ通信サービス料の残債前倒し払額（259 億円）を除く。

「知的財産立国」の実現に向け、「新産業創造戦略」及び「知的財産推進計画 2004」に沿って、以下の施策を中心に知的財産政策を強力に推進。

- ・世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現
- ・地域・中小企業の知的財産活用に対する支援
- ・日本ブランドの確立と模倣品対策の強化
- ・知的創造サイクル活性化のための環境整備

・世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現

「推進計画 2004」に沿って、「審査順番待ち期間」について、ピークを迎える 2008 年においても 20 ヶ月台に留めるとともに、2013 年には世界最高水準である 11 ヶ月を達成するため、施策を総合的に実施し、最終的にはゼロを目指す。

【761 億円（751 億円）】

1. 任期付審査官の大幅増員

98 人

今後 80 万件に及ぶと予想される審査順番待ち案件を一気呵成に処理するため、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間において、毎年 100 人、合計 500 人を目途に任期付審査官を増員。

2. 従来技術調査の外注の質的・量的拡大

20 万件（18 万件）

特許審査迅速化法に基づき、登録調査機関への民間企業参入の環境整備を行うとともに、審査効率の高い「対話型」外注の充実（13.0 万件→15.5 万件）を含め、従来技術調査の外注（アウトソーシング）を強化。

3. 情報システムの最適化

270 億円（270 億円）

特許審査迅速化等に向けた制度・業務改革に必要なシステム開発を行うとともに、電子政府構築計画の一環として、特許庁のシステムの最適化を計画的に実施。

4. 特許審査迅速化のための基盤強化

129 億円（96 億円）

（独）工業所有権情報・研修館の事業を拡充し、知的財産関連専門人材の育成や特許情報等の迅速な提供を行う（詳細は後述）。

5. 知的財産保護の国際調和・協力の推進

日米欧三極間においては制度運用の調和や従来技術調査・審査結果の相互利用等の審査協力を推進するとともに、アジ

ア地域に対しては我が国企業が速やかに安定した権利を取得できるよう法制度の整備や運用の改善に資する要請や協力を行う。その際、我が国の特許審査関連情報を提供する高度産業財産ネットワークの機能強化・利用促進を図る。

・地域・中小企業の知的財産活用に対する支援

知的財産面から地域再生に資するとともに、中小・ベンチャー企業の支援を行うため、総合的な施策を実施。【28億円（24億円）】

1．地域における戦略的な知財施策の展開 9.3億円（6.8億円）

地方経済産業局毎に「地域知財戦略本部」を新たに設置することにより、関係する官民の組織・専門家等と協力し、独自の「地域知財戦略推進計画」を策定し、関連施策の活用を含め、施策を重点的に展開。

○地域知的財産戦略本部事業推進 1.8億円（新規）

2．出願・審査・審判段階の支援 9.1億円（6.6億円）

中小企業等に対する出願アドバイザーの全国展開を行いつつ、従来技術調査に対する支援を強化するとともに、審査官・審判官の出張による地方での審査・審理を拡充。また、早期審査・早期審理制度及び料金減免制度の中小企業における活用を拡大。

○中小企業等特許先行技術調査支援事業 4.8億円（2.4億円）

3．相談体制の整備、説明会・講習会の開催 7.0億円（7.0億円）

地方経済産業局において知財に関する相談事業を行うとともに、初心者・実務者を対象とした制度説明会及び中小・ベンチャー企業に対するセミナー等を開催。

4．特許の活用支援及び流通促進 5.2億円（5.2億円）

中小・ベンチャー企業に対して専門家を派遣しその知財戦略策定等を支援するとともに、成功事例の収集と普及を行う。また、特許の提供希望者（大企業、大学等）と導入希望者（中小企業等）との直接的な出会いの場（特許流通フェア）を提供。

・日本ブランドの確立と模倣品対策の強化

デザインやブランドの保護・活用により、我が国産業の国際競争力の維持・強化に資するため、意匠・商標に係る施策の拡充を行う。【37億円（34億円）】

1．意匠・商標の迅速かつ的確な権利付与 12.0億円（8.5億円）

意匠審査においてサーチ機能の向上を図るとともに、商標においても審査前サーチレポートの外注の拡充、不明確な出願内容の明確化のための調査を実施。

○意匠審査に係る効率的なサーチ環境の実現 1.9億円（新規）

○商標審査前サーチレポートの作成 6.0億円（5.7億円）

○商標審査における不明確商品・役務調査レポートの作成 1.3億円（新規）

2. アジアにおける模倣品対策の強化

9.0 億円 (8.6 億円)

侵害発生国政府への要請、日本企業の権利行使等に対する支援を行うとともに、各国の知財関連行政庁、取締機関（裁判所、税関、警察）等における人材育成に協力する。また、模倣品に関する消費者等への普及啓発活動を拡充する。

- 侵害発生国等への要請や日本企業支援 2.3 億円 (2.1 億円)
- 中小企業知的財産権保護対策事業（一般会計） 0.6 億円（新規）
- アジアにおける知財侵害対策関係者の人材育成支援 4.1 億円 (4.1 億円)
- 消費者等への普及啓発活動 1.5 億円 (1.3 億円)

3. 意匠・商標制度の見直しの検討

ブランドを的確に保護する商標制度の在り方について、地域ブランドの保護や模倣品取締りの適切な実施等の観点も踏まえ、所要の見直しを検討する。また、商品の高付加価値化に重要な役割を果たすデザインを保護するため、意匠制度についても所要の見直しを検討する。

・知的創造サイクル活性化のための環境整備

特許情報等の迅速な提供、人材育成、企業経営者の意識改革等により、研究開発効率の向上を含めた創造・保護・活用からなる知的創造サイクル活性化のための環境整備を行う。

1. (独)工業所有権情報・研修館事業の推進

12.9 億円 (9.6 億円)

知的財産関連専門人材の育成や特許電子図書館の機能向上等を通じて、特許等審査迅速化のための基盤強化を図るとともに、企業や大学等が保有する開放特許の流通・有効活用を図る。

- 審査官育成研修及び登録調査機関の調査業務実施者育成研修
- 産業財産権情報提供事業（特許電子図書館）
- 都道府県・TLOに対する特許流通アドバイザーの派遣
- 開放特許情報（約 55,000 件）の提供

2. 産業界の意識改革

企業経営者等の意識改革を通じて、研究成果の知的財産としての戦略的な保護・活用を促すとともに、出願・審査請求構造の改革を推進。

4.5. 平成17年度産業技術関連予算案の概要

平成17年度産業技術関連予算案の概要

平成16年12月

経済産業省 産業技術環境局

科学技術振興費

17年度予算案 1,423億円(16年度予算額 1,377億円)

(参考) 科学技術関係経費 17年度予算案: 5,907億円(16年度予算額: 6,053億円)

うち一般: 1,913億円(1,826億円)

うち石特: 2,202億円(2,250億円)

うち電特: 1,100億円(1,269億円)

注)「 」が付された予算額は独立行政法人が運営費交付金により実施する事業を含んでいるが、これはあくまで現時点における想定額であり、今後独立行政法人が事業を実施する際には変更される場合がある。

ポイント

「科学技術創造立国」の実現に向け、以下の重点施策への取組を通じ、
「新産業創造戦略」を核として、イノベーションを創出し産業競争力の強化を図る。

1. 研究開発プロジェクトの戦略的重点化と相互の連携強化

新産業創造戦略を踏まえ、重要技術分野について市場ニーズ・社会ニーズを見据えた「技術戦略マップ」を策定し、研究開発プロジェクトの重点化と相互の連携強化を図る。また、規制改革、標準化等の関連施策と研究開発施策との一体的な取組(「研究開発プログラム」)を一層強化する。

2. 産学連携の多面的な展開

スーパーTLOを核とした技術移転体制の強化や、大学発ベンチャー支援者コミュニティの形成等を通じ、産学連携の更なる深化を図るとともに、産業界のニーズを的確に反映した製造現場における中核人材を産学連携により育成する等、産学連携を多面的に展開する。

3. 民間企業のイノベーションシステムの改革

民間企業における技術開発に対して提案公募型の研究助成を行うとともに、技術開発とコンサルティング等の一体的な支援により、中小・ベンチャー企業等の事業化を促進する。

4. 地域における科学技術の振興

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、実用化技術開発等を推進し、産業集積(産業クラスター)を深化・発展させる。

5. 競争的研究資金制度の拡充

我が国の研究開発の競争的な環境形成に寄与し、また、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究開発成果の創出に貢献する競争的研究資金について、一層の拡充を図る。

6. 独立行政法人における研究開発の推進等研究基盤の整備

イノベーションの推進に資する最先端研究開発を着実に実施するとともに、研究開発等の効率化に不可欠な知的基盤の整備や、技術開発成果等の普及に向けた国際標準化活動を推進する。

1. 研究開発プロジェクトの戦略的重点化と相互の連携強化

17年度予算案（16年度予算額）

（単位：億円）

計 2,529（1,415）

新産業創造戦略を踏まえ、重要技術分野について市場ニーズ・社会ニーズ（出口）を見据えた「技術戦略マップ」を策定し、研究開発プロジェクトの戦略的重点化と相互の連携強化を図るとともに、規制改革、標準化等の関連施策と研究開発施策との一体的な取組（「研究開発プログラム」）を一層強化する。併せて、経済活性化のための研究開発プロジェクト（みらい創造プロジェクト）として、「フォーカス21」を引き続き着実に推進する。

研究開発プログラムの一層の強化（15→19プログラム）

2,308（1,242）

うち、エネルギープログラム（新設）	1,668（新規）
フォーカス21関連予算（39→45プロジェクト）	43（429）

新産業創造戦略を踏まえた重点プロジェクト

2,174（1,191）

《先端産業群》

【燃料電池分野】

354（329）

- ・ 固体高分子形燃料電池実用化戦略的技術開発
- ・ 定置用燃料電池大規模実証
- ・ 水素社会構築共通基盤整備事業

55（新規）

25（新規）

36（新規）

【情報家電分野】

275（269）

- ・ 高機能化システムディスプレイプラットフォーム技術開発
- ・ 先進社会基盤構築ソフトウェア開発事業
- ・ 半導体アプリケーションチッププロジェクト
- ・ 次世代高速通信機器技術開発プロジェクト
- ・ デジタル情報機器相互運用基盤プロジェクト
- ・ 準天頂衛星基盤技術開発プロジェクト
- ・ 次世代半導体材料・プロセス基盤(MIRAI)プロジェクト

6（新規）

6（新規）

32（29）

26（23）

13（9）

24（21）

46（46）

【ロボット分野】

37（48）

- ・ 人間支援型ロボット実用化プロジェクト
- ・ 次世代ロボット共通基盤開発プロジェクト

9（新規）

4（新規）

《サービス産業群 等》

【健康・福祉分野】 1 3 8 (1 4 2)

- ・モデル細胞を用いた遺伝子機能等解析技術開発 5 (新 規)
- ・機能性RNAプロジェクト 6 (新 規)
- ・分子イメージング機器研究開発事業 3 (新 規)
- ・タンパク質機能解析・活用プロジェクト 2 1 (2 4)
- ・糖鎖エンジニアリングプロジェクト 1 1 (1 1)

【環境・エネルギー分野】 1 , 6 0 6 (4 9 9)

- ・ノンフロン型省エネ冷凍空調システムの開発 7 (新 規)
- ・高効率有機デバイス技術の開発 9 (8)
- ・環境適応型高性能小型航空機研究開発 4 3 (2 7)
- ・太陽光発電新技術フィールドテスト事業 9 2 (5 0)
- ・超電導電力ネットワーク制御技術開発 1 5 (7)
- ・エネルギー使用合理化技術戦略の開発 6 2 (6 5)

【ナノテクノロジー・材料分野】 1 1 8 (1 1 7)

- ・ナノテク・先端部材実用化研究開発プロジェクト 8 (新 規)
- ・ナノカーボン応用製品創製プロジェクト 1 1 (1 1)
- ・マイクロ分析・生産システムプロジェクト 1 2 (1 1)

2 . 産学連携の多面的な展開 計 1 7 5 (1 5 4)

(1) 産学官連携を通じたイノベーションの創出 計 1 2 0 (1 1 2)

産学官連携の更なる進化を図るため、技術移転実績に優れ、特定分野に強みを持つスーパーTLOを活用して技術移転の実務を行う人材を育成するとともに、大学・知財本部、TLOの産学官連携活動について産業界の視点に立った評価を行い運営面での改革を促進する。

さらに、産学実用化共同研究の促進や各地域の大学発ベンチャー支援者コミュニティの形成促進等を通じて、平成 16 年度中に大学発ベンチャー 1 0 0 0 社計画を達成し、更に 2010 年までに大学発ベンチャーIPO（株式公開）1 0 0 社の達成を目指す。

スーパーTLOを核とした技術移転体制強化 9 (9)

大学発事業創出実用化研究開発事業 3 2 (2 6)

大学発ベンチャー支援コミュニティの整備

(広域的新事業支援ネットワーク形成事業 1 9 億円の内数)

(2) 産業技術人材の育成 計 5 6 (4 3)

産業界のニーズを反映した人材育成をめざし、製造現場における中核人材、技術経営(MOT)人材、IT人材等の高度人材育成を見据えて、スキル標準や人材育成カリキュラム等の策定、産学連携拠点の強化を行う。これにより、全国の大学等において産業の現場と連携した人材育成システムを構築する。

製造中核人材育成事業の創設	24	(新規)
MOTプログラム	5	(9)
IT人材の育成事業	6	(4)
産学連携ソフトウェア工学実践拠点(ソフトウェアエンジニアリングセンター)の強化	15	(15)

3. 民間企業のイノベーションシステムの改革

計 291 (343)

科学技術基本計画における重点四分野を中心として、民間企業における技術開発に対して提案公募型の研究助成を行う。特に、研究開発型ベンチャーによる技術開発を引き続き重点的に支援する。また、技術開発とコンサルティング等の一体的な支援により、中小・ベンチャー企業等の事業化を促進する。

産業技術実用化開発補助事業の強化・充実	65	(70)
基盤技術研究促進事業	103	(104)
中小企業・ベンチャー挑戦支援事業	42	(34)

4. 地域における科学技術の振興

計 568 (490)

地域において形成が進んでいる産業集積(産業クラスター)を更に深化・拡大させるため、産学官の広域的な人的ネットワークの形成・拡充、地域における実用化技術開発の推進、起業家育成施設の整備等のインキュベーション機能の強化を図る。

産学官のネットワーク形成等	103	(40)
産業クラスター計画推進のためのネットワーク形成	20	(7)
実用化技術開発等の支援	413	(385)
地域新生コンソーシアム研究開発事業の拡充	137	(114)
(うち、ものづくり革新事業枠の創設 18(新規)、他府省連携枠の創設 20(新規))		
起業家育成施設の整備等	52	(65)
インキュベーション・マネジャー養成研修	1	(1)

5. 競争的研究資金制度の拡充

計 299 (58)

我が国研究開発の競争的な環境形成に寄与し、また、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究開発成果の創出に貢献する競争的研究資金(広く提案を公募して、主に大学等の研究者に配分する形式の研究資金)について、第2期科学技術基本計画における倍増方針を踏まえ、一層の拡充を図る。

産業技術研究助成事業	62	(58)
大学発事業創出実用化研究開発事業	32	(-)
地域新生コンソーシアム研究開発事業	137	(-)
革新的実用原子力技術開発	22	(-)
石油・天然ガス開発促進型研究	47*	(-)

については、17年度より競争的資金として活用できるよう施策内容を変更 * 前年度と同規模と推定

6. 独立行政法人における研究開発の推進等研究基盤の整備

計 991 (989)

イノベーションの推進に資する最先端研究開発を着実に実施するとともに、研究開発や産業活動の効率化に不可欠な知的基盤（計量標準、計測・評価方法、データベース、研究材料（生物遺伝資源等）等）の整備を推進する。また、ISO(国際標準化機関)での新規提案数の増大等、国際標準化活動を推進し、我が国主導の国際規格獲得の拡大を図る。

産業技術総合研究所における最先端研究開発の推進

774 (764)

（注）施設整備費補助金を除く研究開発関連事業としては725億円（731億円）

製品評価技術基盤機構等を中心とした知的基盤の加速的整備

197 (206)

国際標準化活動の戦略的推進

19 (19)

4. 6. 平成 17 年度原子力安全・保安院予算内示の概要

平成 17 年度原子力安全・保安院予算内示の概要

平成 16 年 12 月
原子力安全・保安院
企画調整課

予算の重点

- ・原子力安全、産業保安について、科学的・合理的な規制を実施する。また、規制の実施に当たっては、透明性を確保する。
- ・平成 14 年夏に明らかとなった原子力発電所における一連の不正問題を踏まえ、平成 15 年 10 月、原子力安全規制の抜本的な改革を行った。平成 17 年度予算においても、新たな安全規制の着実な遂行と充実に全力で取り組むとともに、引き続き原子力防災対策等を推進する。原子力安全に係る広聴・広報活動については一層の強化に取り組む。また、平成 17 年を目途に、クリアランス制度（注）の整備及び核物質防護対策の増強等に係る所要の法整備を検討する。
（注）原子力施設の廃止措置等に伴い発生する「放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物」を放射性廃棄物から安全に区分する制度。
- ・産業保安対策については、近年の技術の進歩を踏まえ、各分野において保安対策の高度化等に取り組む。

○平成 17 年度予算内示額（カッコ内は 16 年度予算額）

総額	420.7 億円（415.2 億円）
（勘定別内訳）	
一般会計	24.4 億円（26.4 億円）
電源立地勘定	219.5 億円（218.4 億円）
電源利用勘定	141.2 億円（130.8 億円）
石油対策	15.0 億円（19.7 億円）
エネ高	20.5 億円（20.0 億円）
（分野別内訳）	
原子力安全分野	348.8 億円（336.7 億円）
うち、独立行政法人 原子力安全基盤機構運営費交付金	237.3 億円（240.9 億円）
産業保安分野	71.9 億円（78.5 億円）

（注）「 」が附された金額は独立行政法人が運営費交付金により実施する事業を含んでいるが、これはあくまで現時点における想定額であり、今後独立行政法人が事業を実施する際には変更される場合がある。

1．原子力安全分野	348．8億円（336．7億円）
（1）原子力発電安全対策	113．4億円（115．9億円）
高経年化対策・検査高度化関係	
原子力プラントの安全上重要な機器・配管等の疲労、応力腐食割れ等、経年変化に対する保全の重要性が高まっている。このため種々の経年変化事象について、き裂進展評価のデータを取得するための試験等を実施し、適切な健全性評価手法の確立等を図る。	
また、超音波検査の欠陥検出性及び欠陥寸法の測定精度を向上させるなど、非破壊検査技術の信頼性を高める。	
○原子力プラント機器健全性実証事業	18．2億円（15．2億円） （立地勘定、原子力安全技術基盤課）
○原子力用機器材料の非破壊検査技術実証事業	13．1億円（12．2億円） （立地勘定、原子力発電検査課）
○Ni 基合金溶接部構造健全性評価の技術調査	6．7億円（4．2億円） （利用勘定、原子力安全技術基盤課）
燃料・耐震関係	
燃料関係については、MOX燃料や燃料被覆管に係る各種試験等を実施し、燃料の安全規制に関連するデータを収集・整理・評価する。	
耐震関係については、耐震試験、調査等を通じて原子力発電所の耐震安全規制に関連する情報及びデータを収集・整理・評価する。	
○燃料及び炉心安全性確認試験	11．9億円（9．1億円） （立地勘定、原子力発電安全審査課）
○高燃焼度燃料安全裕度確認試験	3．4億円（1．2億円） （利用勘定、原子力発電安全審査課）
○原子力施設等の耐震性評価技術に関する試験及び調査	14．0億円（26．2億円） （立地勘定、原子力発電安全審査課）
（2）核燃料サイクル施設等安全対策	49．0億円（39．1億円）
核燃料サイクル施設安全対策	
核燃料サイクル施設の検査技術向上を図るためのリスク評価等に関する調査の充実強化等を図る。	
○核燃料施設検査技術等整備	2．6億円（1．7億円） （立地勘定、核燃料サイクル規制課）
使用済燃料貯蔵安全対策	
使用済燃料貯蔵設備等の長期健全性についての確証試験等の充実強化を図る。	

- リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等委託費 9.8 億円 (6.3 億円)
(利用勘定、核燃料管理規制課)

放射性廃棄物安全対策

クリアランス制度の信頼性、効率性の一層の向上を図る観点から、クリアランスレベルが正確に測定できていることを確認するための機材の整備等を実施する。

- クリアランス制度の整備に係る調査 1.1 億円 (新規)
(利用勘定、放射性廃棄物規制課)

(3) 原子力防災対策・核物質防護対策 91.0 億円 (91.3 億円)

原子力発電施設等の緊急事態に備えた防災対策に万全を期するため、オフサイトセンターや防災資機材の整備、防災研修・防災訓練等に対する支援を引き続き推進する。

また、核物質防護対策については、原子力発電施設等に対するテロ等の脅威の想定及び防護手段の検討等の取り組みを充実強化する。

- 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 39.5 億円 (39.3 億円)
(立地勘定、原子力防災課)
- 原子力発電施設等核物質防護対策 9.4 億円 (7.5 億円)
(立地勘定、原子力防災課)

(4) 国際協力 6.7 億円 (5.2 億円)

アジアやロシア東欧を対象とした国際研修や I A E A の活動への参画等を通じ、原子力安全に関する国際協力を引き続き推進する。近年、中国において原子力発電所が増加していることを踏まえ、平成 17 年度からは中国を対象とした取り組みの強化を図る。

また、平成 17 年度には、I A E A が実施する輸送安全評価事業 (T r a n S A S) による評価を受け、我が国の安全輸送規制の更なる改善に取り組む。

- 原子力発電国際研修事業等 4.3 億円 (4.0 億円)
(立地勘定、国際室)
- I A E A 拠出金 1.2 億円 (1.2 億円)
(立地勘定、利用勘定、国際室)
- T r a n S A S 関連 I A E A 拠出金 0.3 億円 (新規)
(利用勘定、核燃料管理規制課)

(5) 広聴・広報事業	5 . 3 億円 (4 . 3 億円)
----------------------	------------------------------

原子力の安全に関し、規制情報へのアクセスを保証する透明性の確保、国民との双方向のコミュニケーションを実現するため、原子力立地地域を中心にニュースレターの発行、シンポジウムの開催等広聴・広報活動を実施し、原子力安全規制行政に対する国民の信頼の回復に向けて全力で取り組む。

平成 17 年度から、自治体職員等を対象に、原子力施設の安全性に係る国民とのリスクコミュニケーションの一層の向上を図るための研修事業を新たに実施する。

○原子力安全規制情報広聴・広報事業委託費	2 . 5 億円 (1 . 9 億円)
	(立地勘定、原子力安全広報課)

○原子力施設リスクコミュニケーション技術研修等委託費	0 . 4 億円 (新規)
	(立地勘定、原子力安全広報課)

(6) 知的基盤の創生等	9 . 6 億円 (4 . 9 億円)
-----------------------	------------------------------

工学領域だけでは解決できない新たな原子力安全上の課題に取り組むため、大学等を対象とした公募により、自然科学、人文科学及び社会科学等の分野において原子力安全に関する知識基盤の創生につながる調査研究等を実施する。

○原子力安全基盤調査研究	5 . 3 億円 (4 . 9 億円)
	(利用勘定、原子力安全技術基盤課)

2 . 産業保安分野	7 1 . 9 億円 (7 8 . 5 億円)
-------------------	----------------------------------

(1) 電力安全分野	1 3 . 6 億円 (1 4 . 1 億円)
---------------------	----------------------------------

電力安全分野については、引き続き環境保全のための調査・研究等に重点的に取り組むほか、平成 17 年度は、風力発電設備に係る国内外の動向を踏まえた安全性調査に新たに取り組む。

○風力発電設備技術基準整備調査	0 . 4 億円 (新規)
	(利用勘定、電力安全課)

(2) ガス安全分野	1 1 . 7 億円 (1 1 . 2 億円)
---------------------	----------------------------------

ガス安全分野については、引き続き経年とともに腐食する可能性があるガス管(経年内管)への対策等を推進するほか、平成 17 年度は、高効率の天然ガス供給システム及び水素供給システムに係る安全性調査に新たに取り組む。

○高効率天然ガス供給システム安全性技術調査事業	0 . 7 億円 (新規)
	(エネ高、ガス安全課)

○水素供給システム安全性技術調査事業	0 . 8 億円 (新規)
	(エネ高、ガス安全課)

(3) 高圧ガス、火薬、ＬＰガス保安分野**１５．７億円（１７．４億円）**

高圧ガス、火薬、ＬＰガス等保安分野については、引き続き燃料電池システムや煙火に係る安全性調査等を推進する。平成 17 年度は、石油精製プラント等の耐震性向上のための調査研究や水素貯槽の設計基準に関する調査等に新たに取り組む。

- 石油精製プラント等の耐震性診断法及び耐震性向上対策法に関する調査研究

０．３億円（新規）

（石油対策、保安課）

- ＦＲＰ製水素用貯槽の設計基準に関する調査研究

０．９億円（新規）

（石油対策、保安課）

- ＬＰガス用調整器の経年劣化等異常検知技術の調査

１．５億円（新規）

（石油対策、液化石油ガス保安課）

(4) 鉱山保安分野**３０．９億円（３５．７億円）**

鉱山保安分野については、17 年度は新たな鉱山保安制度への円滑な移行、定着を図るとともに、引き続き休廃止鉱山における鉱害防止事業等を推進する。

- 休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金

２２．２億円（２３．９億円）

（一般、鉱山保安課）

4. 7. 平成 17 年度経済産業省関係補正予算の概要

平成 17 年度当省関係補正予算の概要

1. 趣 旨

中小企業のアスベスト除去等の措置に対する低利無担保融資に必要な措置を講じる。併せて、中小企業金融制度の年度ごとの収支振れを補正し、中小企業金融の安全に万全を期す。

2. 予算額計 800 億円（財務省及び厚生労働省計上含む）

（四捨五入により合計とは一致しない）

アスベスト関係	37 億円
収支振れの追財補正関係	762 億円

(1)アスベスト関係予算の概要

中小企業におけるアスベスト除去等に必要な資金を低利無担保で融資するためのもの（融資規模は、中小公庫 86 億円、国民公庫 74 億円を想定）

中小企業金融公庫出資金	24 億円
国民生活金融公庫出資金	* 13 億円

* は財務省及び厚生労働省計上

(2)収支振れの補正のための予算の概要

中小企業金融公庫融資部門の収支の補正

収支差補給金 240 億円（245 億円）

中小企業信用保険部門の信用保険基金の収支振れを補正

信用保険部門出資金 * 522 億円（604 億円）

* は財務省計上 カッコ内は 16 年度補正予算

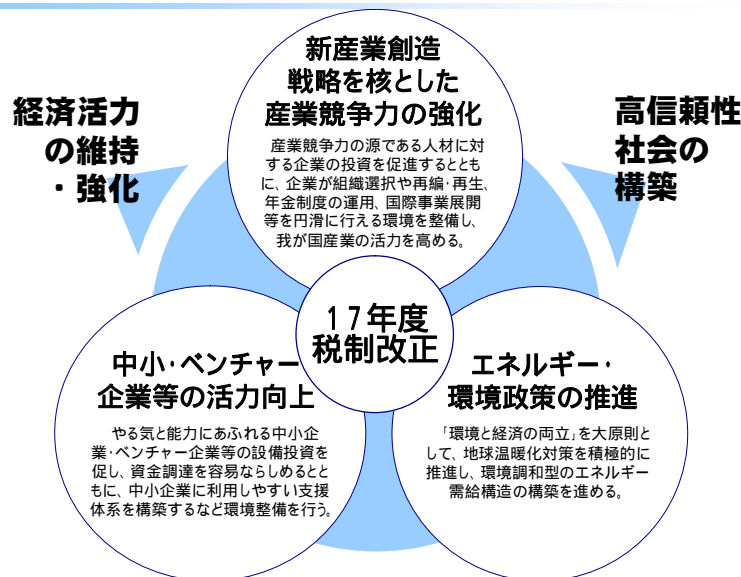
第4章 税制改正の概要

1. 平成17年度税制改正について

平成17年度税制改正について

経済産業省

I. 平成17年度税制改正の基本的考え方



II. 新産業創造戦略を核とした産業競争力の強化

1. 人材投資促進税制の創設

(法人税、所得税、法人住民税)

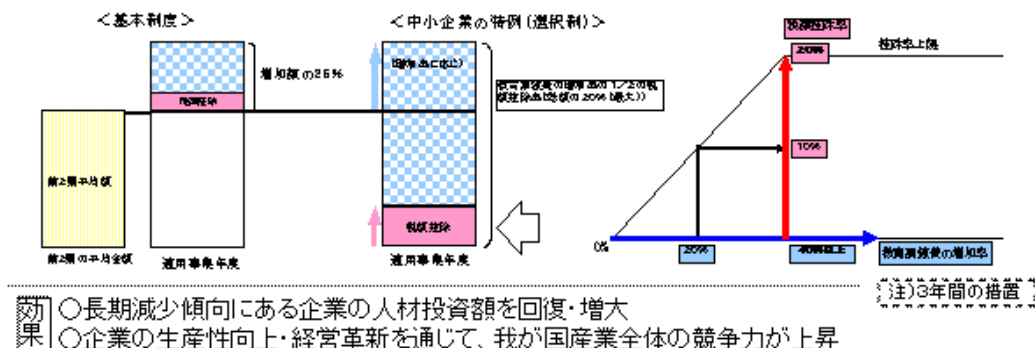
我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度を創設する。

基本制度 教育訓練費を前2事業年度の平均額（基準額）より増加させた企業について、その増加額の2.5%に相当する金額を当期の法人税額から控除する。（法人税額の10%限度）

中小企業の特例 中小企業については、教育訓練費を上記基準額より増加させた場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率（上限20%）を乗じた金額を当期の法人税額から控除する。

（法人税額の10%限度。 との選択が可能。）

中小企業については、地方税（法人住民税）においても適用（課税標準を法人税額控除後の額とする）。



税額控除の対象費用と具体例

- 講師・指導員等経費：社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料
- 教材費：研修用の教材・プログラムの購入料等
- 外部施設使用料：研修を行うために使用する外部施設・設備の借上料、利用料
- 研修参加費：企業経営の観点から企業が従業員の教育訓練に必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用
- 研修委託費：講師、教材等を含め研修全体を外部教育機関へ委託する場合の費用

税額控除額の例

A) 基本制度適用の例：教育訓練費（前2事業年度平均）1億円の企業が、当期における教育訓練費を

2,000万円（20%）増加させた場合：法人税額控除 500万円 $<2,000\text{万円（増加額）} \times 25\% \text{（控除率）}>$

4,000万円（40%）増加させた場合：法人税額控除 1,000万円 $<4,000\text{万円（増加額）} \times 25\% \text{（控除率）}>$

B) 中小企業特例適用の例：教育訓練費（前2事業年度平均）1,000万円の企業が、当期における教育訓練費を

200万円（20%）増加させた場合：法人税額控除 120万円 $<1,200\text{万円（総額）} \times 20\% \times 1/2 \text{（控除率 10%）}>$

400万円（40%）増加させた場合：法人税額控除 280万円 $<1,400\text{万円（総額）} \times 40\% \times 1/2 \text{（控除率 20%）}>$

（注） 中小企業の場合は、法人住民税の税額控除あり。

人材投資促進税制創設の背景と必要性

背景

- 90年代における企業の人材投資の減少、労働生産性の低迷
- 団塊世代の卒業（2007年問題）、技術の短サイクル化、若者人口の減少等による人材育成の緊急性の高まり
- 人材の国際競争で欧米、中国に劣後するおそれ

- 競争力の低下
- 国内の人材不足による空洞化のおそれ

人材投資の必要性

- すぐに利益につながらない中長期的な投資である教育訓練費を、戦略的に拡大させることは我が国の重要課題。
- 研修費用の給与総額に対する割合が、欧米の約2分の1、中国の約5分の1に落ち込んでおり、政策として企業内人材育成を促進することが必要。
- 団塊世代の定年到達や若者人口の急減が迫る中、ものづくり技術の伝承等を進め、産業競争力を強化するためには、企業内人材投資を活発化させることは緊急の課題。

企業が人材投資リスクを乗り越え
長期的効果を見据えて人材投資を行えるよう
人材投資促進税制を創設

２．ＬＬＰ（有限責任事業組合）制度の創設

創業、事業再編、産学連携の推進や、研究開発、高度サービス等の共同事業の振興に適した組織として、出資者の有限責任の確保、内部自治の徹底が図られるＬＬＰ（リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、有限責任事業組合）制度の創設を行うとともに、ＬＬＰ段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組み（構成員課税）を適用する。

○ ＬＬＰ制度の創設（次期通常国会で法案提出予定）

民法組合の特例として、組合の出資者に有限責任制を確保したＬＬＰ（有限責任事業組合）制度を創設する。

（１）出資者全員の有限責任制

出資者全員に有限責任制を付与

- ・ ＬＬＰの出資者は、出資金の範囲で責任を負う。

債権者保護規定の整備

- ・ 開示ルールや組合財産の保全など、債権者の保護に関する適切な措置を講じる。

（２）内部自治の徹底

内部規律の柔軟性

- ・ 株主総会や取締役会などを設ける必要がなく、組合員間の合意でスムーズな事業運営が可能。

柔軟な損益分配

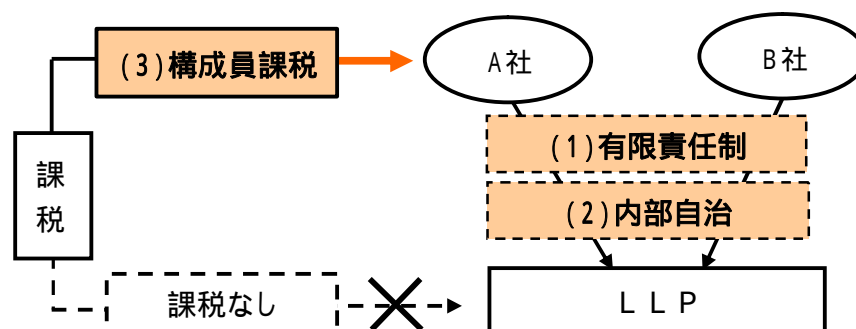
- ・ 労務やノウハウの提供による各自の事業への貢献度合いに応じて、出資比率と異なる柔軟な損益分配を行うことが可能。

○ ＬＬＰの税制上の取り扱い（構成員課税）

（３）構成員課税の導入

出資者に直接課税されるため、ＬＬＰで利益が出た時に、法人課税が課された上に、出資者への利益分配にも課税されるということがない。

ＬＬＰで損失が出た時に、一定の範囲内で組合員の持つ他の所得と通算が可能。



制度の効果

ＬＬＰ制度を創設することで、

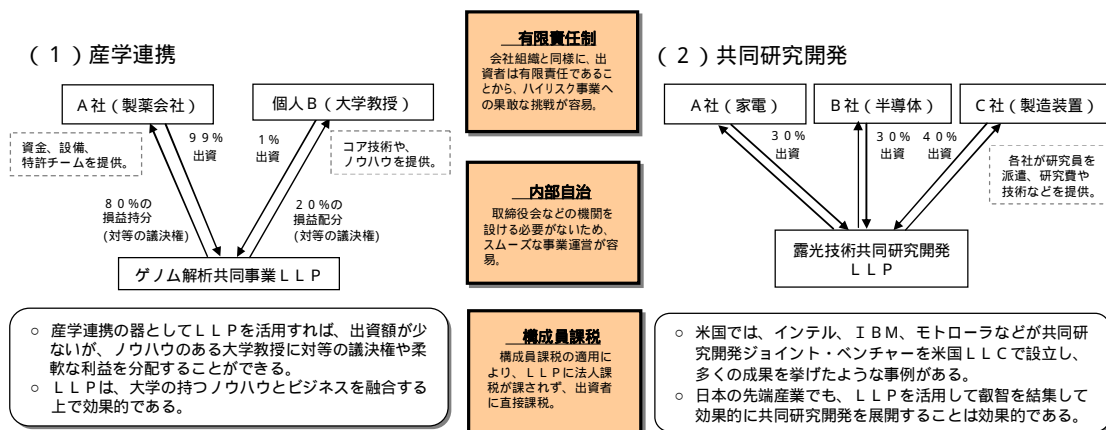
大学、ベンチャー、中小企業が、その技術力やノウハウを最大限に活かして、大企業と対等の立場で連携して新しい事業を実施することができる、

大企業が、自社だけでは達成困難な研究開発、設備集約を、複数の企業がそれぞれの製品や技術、資産を持ち寄り、ジョイント・ベンチャー形態で協力しあうことによって達成することができる、

ＩＴ産業やサービス産業など多くの産業で、専門的な知識を有する個人同士が集まって、個人だけでは行わない規模の大きな事業を行うことができる、

など、幅広い分野で共同事業を行うことが可能となり、新しい事業形態による新市場の創出を実現することができる。

< 想定事例 >



3. 産業活力再生法関連税制の延長

（法人税、所得税、不動産取得税）

企業の事業再編や事業革新等の取組を加速し、我が国産業の活力の再生を確かなものにするため、産業活力再生特別措置法（産業活力再生法）による計画認定を受けた事業者等に対する税制優遇措置を2年間延長する。

【概要】

産業活力再生法の計画認定を受けた事業者等が、一定の要件の下で利用できる以下の税制優遇措置について、適用期限を2年間延長する。

○ 事業革新設備の特別償却

次世代の革新的な製造設備（いわゆる実証一号機）を導入した場合、取得価額の一定割合の特別償却が認められる。

【特別償却率】

事業再構築計画	30%	共同事業再編計画	40%
経営資源再活用計画		事業革新設備導入計画	24%

○ 設備廃棄等を行った場合の欠損金の繰戻還付（前1年）の凍結解除

本制度の利用により欠損金の繰戻還付も受けることが可能となり、事業再編時の資金負担を早期に軽減できる。また、本制度の適用を受けなかった欠損金については7年間の繰越が認められる。

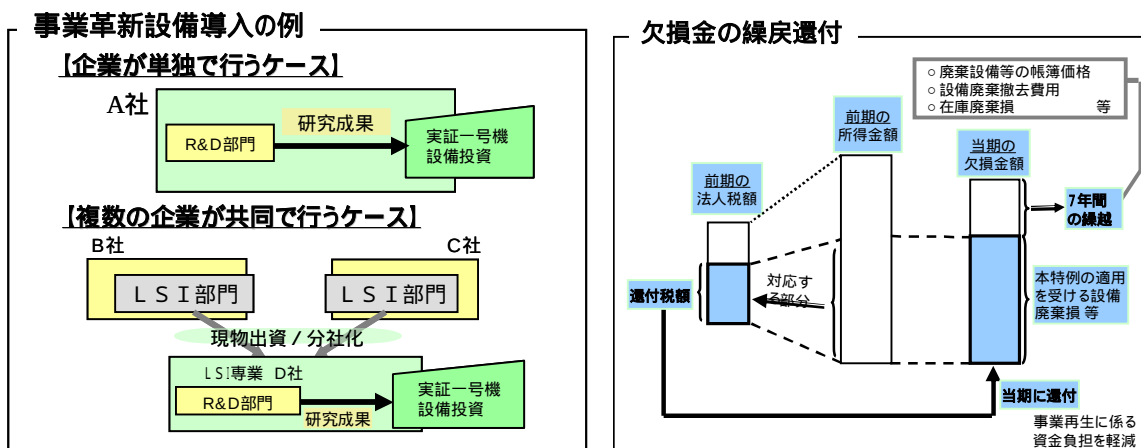
○ 営業譲渡の際の不動産取得税の減額措置（本則の5 / 6に軽減）

認定企業が営業譲渡又は営業譲受を行う際の不動産取得税（譲渡不動産、譲受不動産とも対象）を減額することで、円滑な事業再編を促進する。

	【本則の税率】		【特例の税率】
〔平成18年3月31日まで〕	不動産の価額の3.0%	5/6に軽減	不動産の価額の2.5%
〔平成18年4月1日以降〕	不動産の価額の4.0%	5/6に軽減	不動産の価額の3.3%

【効果】

本措置を2年間延長することにより、事業者の事業革新及び事業再構築、また、産業再編を促し、事業者の競争力の向上ひいては我が国産業の活力の再生を政策的に支援する。

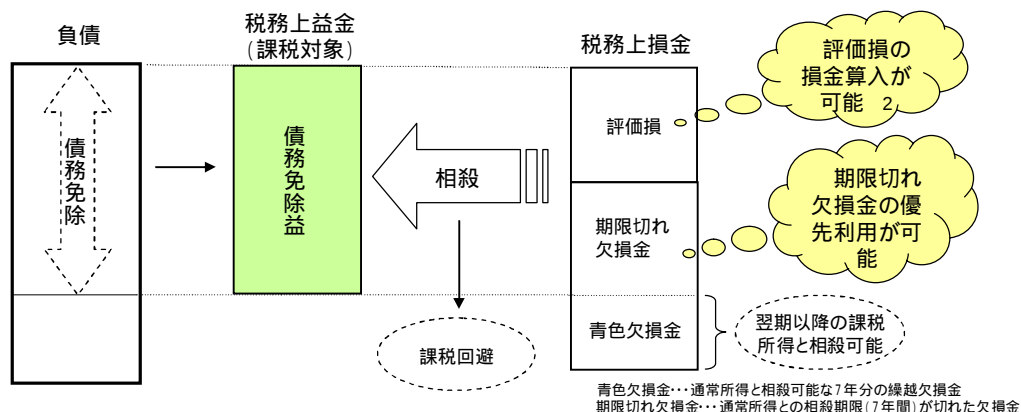


4. 企業再生の円滑化を図るための税制措置

（法人税、住民税、事業税）

迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生法等の法的整理に加え、これに準ずる一定の要件¹を満たす私的整理において債務免除が行われた際、評価損の損金算入²及び期限切れ欠損金の優先利用を認める（私的整理のうち、整理回収機構や中小企業再生支援協議会が関与する私的整理及び私的整理ガイドラインに基づく私的整理が対象となる見込み^{1、3}）。

【改正概要】



【効果】

- 債務免除益への課税を回避することが可能。
- 資産売却による損の実現を待たずとも評価損の計上が出来するため、迅速な事業再生が可能。
- 再建期間中に発生する所得と相殺可能な青色欠損金を温存することで、再建期間中の課税負担を抑え、早期の事業再生が可能。

1 「一定の要件」とは以下のような見込み。

一般に公表された債務処理の準則に従って計画が策定されていること

適正な資産評価が行われ、その評価に基づく貸借対照表が作成されていること

で作成した貸借対照表に基づき債務免除額が決定されていること

2 以上の金融機関による債権放棄が行われていること（整理回収機構は単独放棄でも可）

（ ～ については第三者機関等の認証を得ているものに限る ）

2 評価益がある場合には併せて計上し益金算入。

3 正式には、各手法毎に資産評価の基準の策定等の所要の見直しを行った後、文書照会により本制度の対象となる旨明確化される。

5．企業年金等の積立金にかかる特別法人税の課税停止措置の延長

企業年金等の積立金にかかる特別法人税の課税停止措置を3年間延長する。

改正の概要

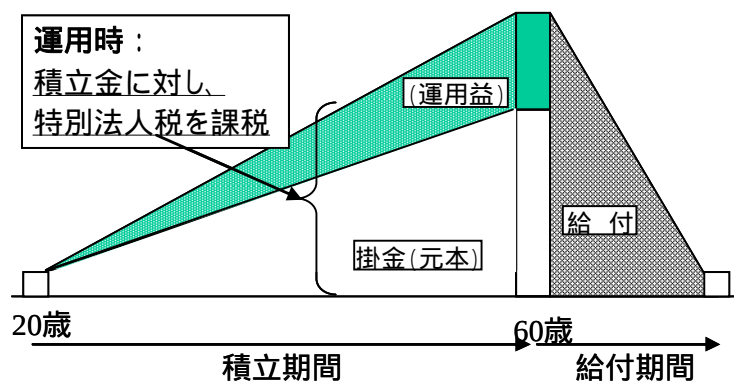
企業年金等の積立金（元本及び運用益）に対して、年1.173%（国税1%＋地方税0.173%）課税している特別法人税について、課税停止措置を3年間（平成17～19年度まで）延長する。

（平成11～16年度までは、3度にわたって2年間の課税停止措置が講じられていた）



さらに、検討事項として

「年金課税については、少子・高齢化が進展する中で、公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と私的資産形成の状況、退職金課税や給与課税とのバランス、世代間・世代内の公平確保等に留意して、特別法人税のあり方を含め、拠出・運用・給付を通ずる負担の適正化に向けた抜本的な検討を行う」ことが決定された。



改正の効果

特別法人税の課税停止措置を3年間延長すると同時に、今後「特別法人税のあり方を含めた抜本的な検討を行う」ことにより、企業負担の軽減に資するとともに、公的年金給付の縮減によりその重要性が増している企業年金の資産運用に好影響を及ぼし、国民の老後の所得確保につながることを期待される。

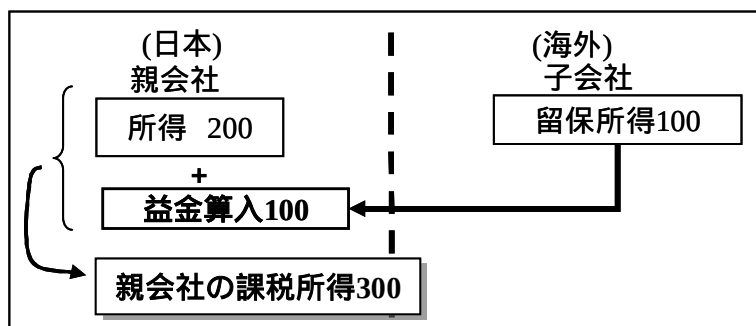
6. 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し

「税負担の不当な軽減」を防止するためのいわゆるタックスヘイブン対策税制について、二重課税排除のため、配当を損金算入できる期間の延長（5年→10年）、欠損金の繰越期間の延長（5年→7年）、経済実体のある現地法人の活動に資するよう、合算対象の留保所得からの一部控除（直接的な人件費の10%相当）を認める。

【制度の概要】

外国子会社合算税制とは

「税負担の不当な軽減」を図る租税回避行為を防止するため、実効税率25%以下の国（例：シンガポール）にある外国子会社等の留保所得に対する持分相当額について、日本の親会社の所得と合算して課税する制度。



二重課税排除のための調整措置とは

合算課税された海外の子会社の留保所得から将来、親会社に配当した際、その配当所得に課税すると二重課税となることから、当該配当相当額について損金算入をすることが認められている。

しかしながら、当該調整措置は、合算課税された年度から5年以内に配当が行われる場合に限る等との制限があることから、子会社の企業行動や利益処分の制約となっているおそれあり（欧米先進国ではかかる制約はない）。

適用除外

実効税率25%以下の国にあっても、独立企業としての実体を備え、事業活動を行うことにつき十分な経済合理性があると認められる等、一定の要件を満たす場合は適用除外とされる。

一定の要件となる基準：実体基準（固有施設等） 管理支配基準（株主総会開催、帳簿管理等）
非関連者基準（卸売業等7業種）又は所在地国基準（7業種以外）

【改正の概要】

損金算入可能な配当期間の延長（5年→10年）

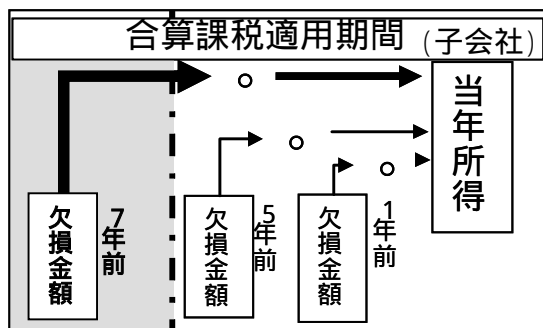
二重課税排除を徹底するため、配当の損金算入期間を5年から10年に延長する。

平成12年度に合算されたものから損金算入期間が10年に延長（5年遡及）。

合算課税	損金算入期間（親会社）				
子会社	配当所得				
課税済 留保 所得	○ 1 年 目	○ 5 年 目	○ 6 年 目	○ 10 年 目	

欠損金額の繰越期間の延長（５年→７年）

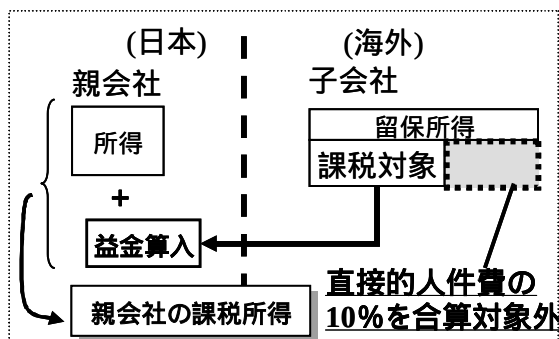
国内制度との平仄をとり、合算課税適用後に発生した欠損金の繰越期間を５年から７年に延長する。



所得控除制度の新設（直接人件費の１０％を合算対象の留保所得から控除）

所得控除額については、直接的な人件費の１０％相当額を合算課税対象留保金額から控除することとし、平均的な内国法人の利益水準まで内部留保を認めることとする。（ただし、事業基準、実体基準及び管理支配基準のすべてを満たす場合に限る）

製造業を営む企業等の卸売子会社の場合、経済実体があるにもかかわらず関連者との取引が太宰を占めることから適用除外とされない。しかしながら、これらの関連者取引の多い会社を一律に適用除外とすると、経済実体のない企業も除外されるおそれがある。このため、これらを卸売業の例外として適用除外とするのではなく、その留保所得から実体的な活動に不可欠な人件費見合い分を、課税対象から除外することとする。



【改正の効果】

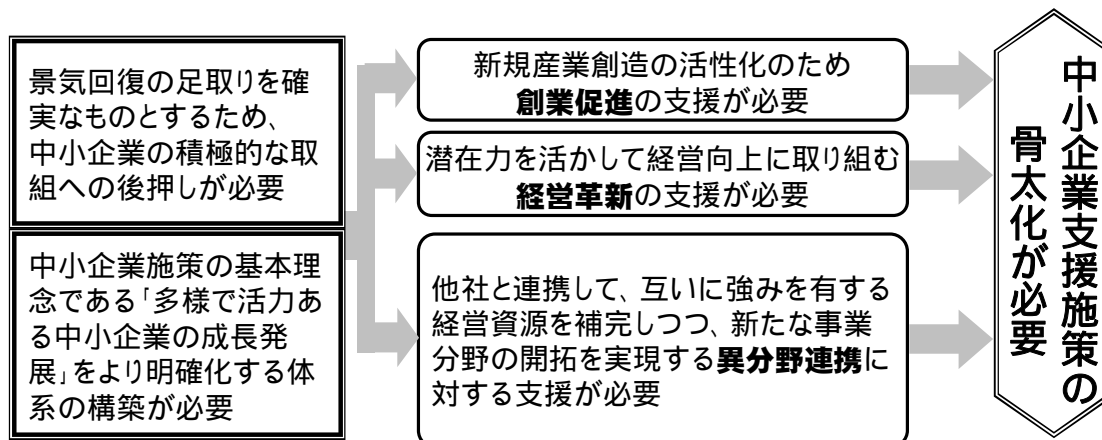
現地で稼得した利益の配当期間の制限が緩和され、また、適正な留保利益を確保できるようになるため、海外子会社が過度な制約無く経営方針に則して内部留保を活用することが可能となり、我が国企業が国際マーケットにおいて欧米企業等と同じ土俵で競争することができるようになる。

III. 中小・ベンチャー企業等の活力向上

1. 創業・経営革新支援策の統合・強化

中小企業支援3法による支援策を統合・強化する中小企業新事業活動促進法案（仮称）を平成17年度の通常国会に提出予定。同法の下で、従来の創業・経営革新支援税制を統合・強化し、簡素で利用しやすい体系を構築する。

中小企業新事業活動促進法（仮称）の背景・必要性



中小企業新事業活動促進法（仮称）の下での税制措置の統合・強化

<現在の中小企業支援3法による支援体系>



中小企業新事業活動促進法（仮称）の下で創業・経営革新支援税制を統合・強化

創業支援	経営革新支援	異分野連携支援
設備投資減税（継続的措置） ・設立5年以内の中小企業者 ・製造業・ソフトウェア業等4業種における創造的活動 ・30%の特別償却又は7%の税額控除 エンジェル税制（継続的措置） 一定の要件を満たすベンチャー企業株式の譲渡益を1/2に圧縮等 留保金課税の特例（継続的措置） ・設立10年以内の中小同族会社 ・留保金課税を停止	設備投資減税【拡充】 ・新経営革新計画承認企業の全て ・30%の特別償却又は7%の税額控除 従来の資本金要件・生産額等減少要件を撤廃 留保金課税の特例【新設】 ・承認を受けた中小同族会社 ・留保金課税を停止	設備投資減税【新設】 ・異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者のうち一定の成長が見込まれる認定事業者 ・30%の特別償却又は7%の税額控除
環 境 整 備		事業所税の特例等

予算・金融措置においても、併せて施策の骨太化

改正の効果

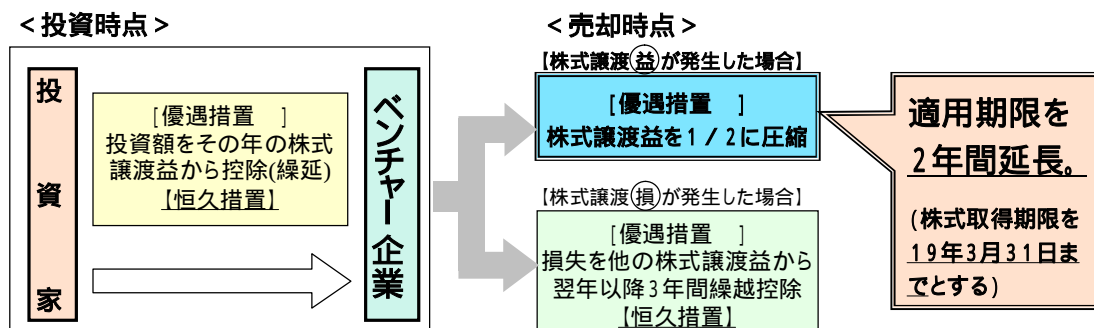
創業・経営革新支援税制を抜本的に統合・強化し、前向きな設備投資や自己資本の充実に向けた取組を総合的に支援することにより、中小企業の創業・経営革新・異分野連携等による新事業展開が大胆かつ着実に進められることが期待される。

2. エンジェル税制の延長

(所得税・住民税)

我が国経済の活性化に中心的な役割を果たすベンチャー企業の創出・発展を促すため、エンジェル税制のうち、「株式譲渡益の圧縮措置」の適用期限を延長する。

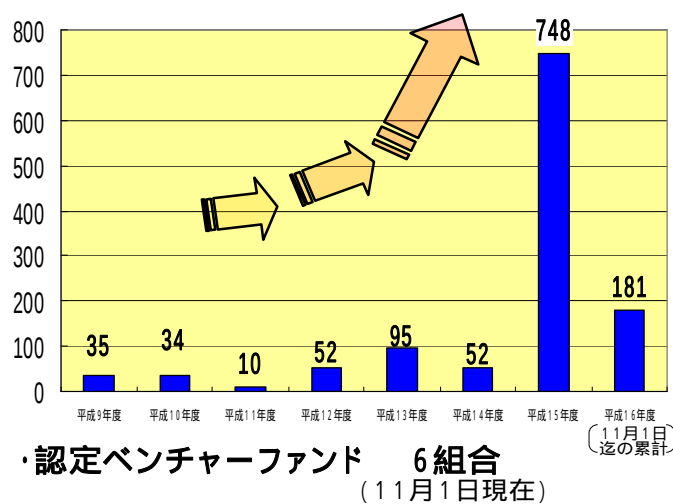
【改正概要】



【効果】

- エンジェル税制は、累次の拡充により、利用実績が増加している（下図参照）。
- 投資時点・売却時点の3つの上記特例がセットで措置され、個人投資家の投資インセンティブを高めることで、創業時の最大の課題である「資金調達」を円滑化し、ベンチャー企業の創出・発展が促進され、我が国経済の活性化が図られる。

(件) 【エンジェル税制利用投資家数推移】



3. その他の中小企業関連税制

(1) 中小企業等基盤強化税制（流通・サービス業）の延長	(法人税、所得税)
--------------------------------	-------------

【概要】 中小企業（流通・サービス業）が行う280万円以上の機械・装置（器具・備品は120万円以上）等に対する全ての設備投資について、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を認める制度について、適用期限を2年間延長する。

【効果】 商店数の減少等厳しい状況にある中小小売業等の意欲的な設備投資に対する支援を講じることにより、中小小売業等の競争力の強化を図る。

(2) 「中小小売商業振興法」に基いて整備される商業施設等の特別償却の延長	(法人税、所得税)
---	-------------

【概要】 「中小小売商業振興法」の認定を受けた商店街整備計画等に従って整備する一定の商業施設等について8%（駐車場、アーケード、街路灯等、公衆の利便を図るものについては12%）の特別償却を認める商業施設等の特別償却制度について、共同店舗等整備計画に係る施設を対象から除外の上、適用期限を2年間延長する。

【効果】 空き店舗の増加等空洞化が進む商店街のアーケード等の整備に対する支援を講じることにより、魅力ある商店街・まちづくりを促進し、商店街の活性化を図る。

(3) 事業協同組合等の留保所得の特別控除の延長	(法人税)
----------------------------	---------

【概要】 事業協同組合等の各事業年度における留保所得について、32%まで損金算入を認める措置について、適用期限を2年間延長する。

【効果】 中小企業の連携を図る事業協同組合等の内部留保の充実を通じて、中小企業が経営資源を補完し合いながら行う柔軟かつ創造的な共同事業の活発化を促す。

(4) 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	(法人税)
--------------------------------	---------

【概要】 事業協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額を16%割増して損金算入する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

【効果】 中小企業等との取引における売掛金等の貸倒リスクに対応する事業協同組合等の経営基盤の強化を図り、中小企業の共同事業の健全な発展を促す。

(5) 商工中金・信用保証協会の抵当権設定登記等に係る登録免許税軽減措置の延長

【概要】 商工組合中央金庫の融資及び信用保証協会の保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税の税率を軽減（最高0.4%→0.1%）する措置について、適用期限を2年間延長する。

【効果】 資金調達力が必ずしも十分でない中小企業に対する商工組合中央金庫等の融資等に係る中小企業の金融負担を軽減し、円滑な資金供給を図る。

IV. エネルギー・環境政策の推進

1. 地球温暖化問題を踏まえた環境関連税制のあり方

われわれは、過去とは比べものにならない大量の化石燃料を消費し、豊かで便利な生活を享受している。その反面大量の二酸化炭素を排出し、将来世代に地球温暖化という大きな負の遺産を残している。この事態に対処し、京都議定書の平成 17 年 2 月発効とそれに伴うわが国の責任を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮を払いつつ、環境と経済の両立を図ることが重要である。このため、あらゆる政策的手法を総合的に検討した結果を受けて、いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。

<平成 17 年度税制改正大綱より抜粋>

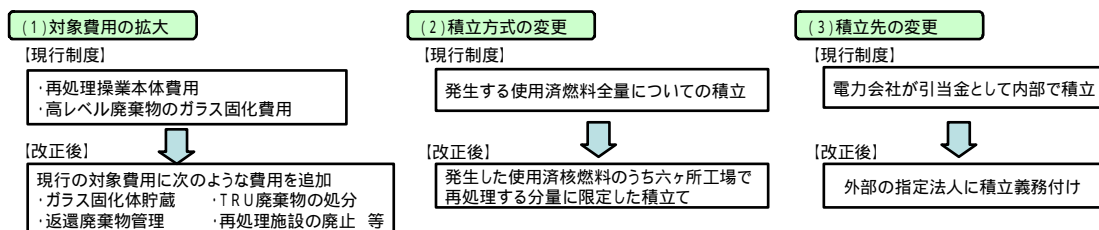
2. 使用済核燃料再処理準備金制度の改組

(法人税)

使用済核燃料再処理準備金制度について、再処理等に係る将来費用の見積もりを踏まえ、対象費用の拡充を行うとともに、外部積立の仕組みを創設し、電気料金をもとにした準備金の管理について透明性、安全性を確保する。

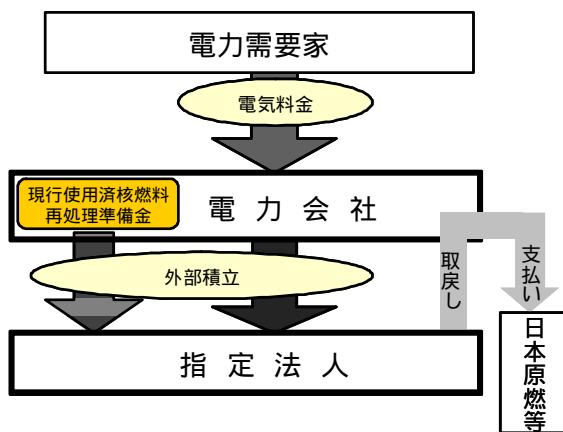
【概要】

- エネルギー基本計画（平成 15 年 10 月 7 日閣議決定）等において「平成 16 年末までに、経済的措置等の具体的な制度及び措置の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる」とされており、経済的措置の一環として、以下の改正を実施。



【効果】

- この税制措置により将来費用を準備金制度として、予め少しずつ積み立てる仕組みを整備することで、世代間及び需要家間の負担の公平性、バックエンド事業の円滑な推進を確保する。



３．鉄鋼等の製造に使用する石炭に係る石油石炭税免税措置の延長

わが国の基盤的産業における国際競争力を確保するため、鉄鋼、コークス、セメントの製造に使用される石炭について、石油石炭税を免除する措置を、２年間延長する。

【改正概要】

鉄鋼、コークス、セメントの製造時に原料として用いられる石炭について、石油石炭税を引き続き２年間免除する。

【効果】

引き続き免税とすることで、

鉄鋼、コークス、セメントを製造するわが国の基盤的な産業の国際競争力を確保するとともに、これらの基礎素材を利用する自動車製造業や建設業をはじめ、多くの産業や中小企業の活性化に寄与する。

参考

石炭に係る石油石炭税率

現行	230円/トン
平成17年度～	460円/トン
平成19年度～	700円/トン

４．公害防止用設備に係る特別償却制度等の拡充・延長等（法人税、所得税、固定資産税、事業所税）

公害防止、オゾン層保護及び地球温暖化対策の観点から、公害防止用設備に対する特別償却制度等について、対象設備を追加し、適用期限を延長する。

【概要】

- 一般公害防止用設備の特別償却、固定資産税、事業所税の課税標準の特例の対象に浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制する設備を追加する。
- 一般公害防止用設備を導入した場合の特別償却制度について、特別償却率を見直した（構築物10％（現行12％）、機械及び装置14％（現行16％））上で、適用期限を1～2年間延長する。
- オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質である特定フロン等を破壊するための特定フロン等破壊等装置を導入した場合の特別償却制度について、特別償却率を見直した（14％（現行16％））上で、適用期限を1年間延長する。
- 代替フロン等への転換を進めるため冷凍陳列棚、コンテナ用冷凍装置（鉄道用）について、設備取得後3年間固定資産税を6分の5に軽減する措置の適用期限を2年間延長する。

【効果】

- ・環境基準達成率の低い浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの環境改善に貢献する。
- ・環境対策の推進を図る観点から、企業の公害防止のための投資負担を軽減する。
- ・代替フロン等への転換と特定フロン等の破壊を推進することで、オゾン層保護及び地球温暖化防止に貢献する。

５．その他のエネルギー・環境関連税制

（１） 特定災害防止準備金制度の延長

（法人税、所得税）

【概要】 採石業、石灰石鉱業及び露天石炭鉱業等の採掘跡地の災害防止のために、事業者が積み立てた跡地処理工事費用について、損金算入を認める制度を２年間延長する。

【効果】 採掘跡地処理工事の確実な実施を促進し、採石業等の健全な発展及び環境保全に資する。

(2) 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税還付制度の延長 (石油石炭税)

【概要】 国産石油アスファルト等の原料となる原油等に課税される石油石炭税 (2 , 0 4 0 円 / k l) を還付する措置を 2 年間延長する。

【効果】 国産アスファルト等と輸入アスファルト等とのイコールフットिंगを実現することによって、石油アスファルト等の取引環境を整備し、中間留分等の供給の安定性を向上させる。

(3) エネルギー需給構造改革投資促進税制における燃料電池設備の対象範囲の維持

【概要】 エネルギー需給構造改革投資促進税制における「燃料電池設備」に、固体高分子形、固体酸化物形、りん酸形、熔融炭酸塩形の各燃料電池が含まれることを明確化する。

【効果】 燃料電池の導入・普及が円滑に進むことにより、電力と熱をバランス良く供給できる高効率な分散型エネルギーシステムの構築が可能となる。

(4) 電気供給業に対する法人事業税の特例の延長 (法人事業税)

【概要】 電気供給業に対する課税標準の算定にあたって、「特定規模需要向けの託送料金」の額を控除する特例の適用期限を 2 年間延長する。

【効果】 電気供給業は収入金課税であり、電力の小売自由化の仕組み上、託送料金において当該課税分が過重な負担となるため、課税標準から託送料金の額を控除することにより、自由化分野における公平な競争条件の整備に資する。

(5) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の特例の延長

【概要】 地域エネルギー利用設備 (太陽光発電、風力発電及びバイオマスエネルギー) に係る固定資産税を当初 3 年間は 5 / 6 に軽減する特例について、適用期限を 2 年間延長する。

【効果】 新エネルギー設備に係る初期コストを軽減することにより、新エネルギーの導入を促進する。

(6) 最新排出ガス規制適合車に係る自動車取得税の特例の延長

【概要】 平成 17 年度排出ガス規制適合車に係る自動車取得税の特例措置について、トラック・バスに限り、税率を 1 % 軽減とした上で、適用期限を 6 ヶ月間延長する。

(自家用 4 % ・ 営業用 2 %) (17 年 10 月 1 日 ~ 18 年 3 月 31 日迄)
【効果】 自動車排出ガスに起因する大気汚染を改善するため、最新排出ガス規制に適合したディーゼル車の普及を図る。

(7) ハイブリッド自動車等に係る自動車取得税の特例の延長

【概要】 特例の適用期限を 2 年間延長する。

電気自動車 (燃料電池自動車含む) 、天然ガス自動車、 メタノール自動車、ハイブリッド自動車 (トラック、バス)	2 . 7 % 軽減 (自家用 2 . 3 % ・ 営業用 0 . 3 %)
ハイブリッド自動車 (乗用車)	2 . 2 % 軽減 (自家用 2 . 8 % ・ 営業用 0 . 8 %)

【効果】 環境負荷の小さい自動車社会を構築するため、低公害車の普及促進を図る。

(8) 電気自動車等用燃料等供給設備に係る固定資産税の特例の延長	(固定資産税)
【概要】 新たに取得した充電施設、水素充填施設等に対し、当初 3 年間は固定資産税を 2 / 3 に軽減する特例措置について、適用期限を 2 年間延長する。	
【効果】 低公害車用燃料供給設備の早期整備を促す。	
V. その他の重要事項	
1. 上記以外の要望項目	
(1) 自己株式の取得における「みなし配当課税」の非課税措置の延長	(所得税、住民税)
【概要】 上場会社、店頭登録会社が公開買付により自己株式を取得した場合の個人株主におけるみなし配当課税を非課税とする(株式譲渡所得課税に一本化)措置を 2 年間延長する。	
【効果】 上場会社、店頭登録会社の公開買付による自己株式の円滑な取得を推進し、株式市場の活性化に資する。	
(2) 商品取引所法に基づく委託者保護基金に係る所要の措置	
【概要】 改正商品取引所法に基づく委託者保護基金の設立に際し、現行の社団法人からの資産の承継等に支障が生じないよう税制上の措置を講ずる。	
【効果】 商品取引員が破綻した場合に商品先物取引の委託者債権を保全する制度が強化されることにより、我が国商品先物市場の信頼性向上に寄与。	
(3) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例の延長	(法人税)
【概要】 鉱工業技術研究組合法に基づき民間企業が共同して研究開発を行う場合、研究組合が取得する試験研究用設備について、圧縮記帳が認められる。	
【効果】 鉱工業技術研究組合に必要な試験研究用設備の取得が促進され、産業技術力強化に資する基礎的・共通的研究開発の実施が可能となる。	
(4) 17 年度 N E D O 事業に係る圧縮記帳	(所得税、法人税)
【概要】 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(N E D O) 法第 1 5 条第 1 項第 3 号に基づく助成金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額の不算入の適用対象に、平成 17 年度新規補助事業を追加する。	
【効果】 民間企業等における産業技術力強化に資する研究開発を促進する。	
(5) 電子計算機買戻損失準備金制度の延長	(法人税)
【概要】 レンタルの中途解約に伴う買戻損失に対する準備金積立を認める制度を 2 年間延長する。	
【効果】 コンピュータレンタルの基盤を強化し、企業における高水準のコンピュータ導入を促進する。	
(6) 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却の延長	(法人税)
【概要】 特定高度技術産業集積地域において事業者が取得する高度技術産業用設備について、特別償却率を見直した上で(建物：8 % → 7 %、機械：1 5 % → 1 4 %) 2 年間延長する。	
【効果】 製造業が国内回帰基調にある中で、地元企業の設備投資を一層促進し、産業集積の維持強化、新たな事業の創出及び地域経済の活性化を図る。	

(7) 多極分散型国土形成促進法に係る事業所税の特例の延長	(事業所税)
---------------------------------	----------

【概要】 多極分散型国土形成促進法に基づく業務核都市及び振興拠点地域において整備される中核的民間施設に係る事業所税について、資産割の課税標準から 1 / 3 (現行 1 / 2) を 5 年間控除する措置を、対象施設を見直した上で 2 年間延長する。(振興拠点地域における対象施設から、情報処理施設、電気通信施設又は放送施設、教育施設及び医療施設を除外)

【効果】 中核的民間施設の整備を促進し、業務核都市及び振興拠点地域の育成を図る。

(8) 阪神・淡路大震災により被災した事業者の代替家屋に係る特例の延長	(不動産取得税)
---------------------------------------	------------

【概要】 阪神・淡路大震災により被災した事業者の代替家屋について、不動産取得税の課税標準の特例及び固定資産税・都市計画税の軽減措置の適用期間を、震災復興土地地区画整理事業区域内及び震災復興市街地再開発事業区域内について 5 年間、それ以外の地域については 2 年間延長する。

【効果】 被災事業者の代替家屋取得の促進により、被災地域の産業復興を図る。

(9) 植林費の損金算入の特例の延長	(法人税)
----------------------	---------

【概要】 森林施業計画に基づいて造林するための植林費を支出した場合、その金額の 1 0 0 分の 3 5 を損金に算入することができる特例制度を 2 年間延長する。

【効果】 我が国の森林資源の造成を図り、地球温暖化問題への対策として C O 2 吸収量の確保を促進する。

(1 0) N E D O のアルコール製造部門の特殊会社化に係る特別措置の創設	(登録免許税)
--	-----------

【概要】 平成 17 年通常国会において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (N E D O) のアルコール製造部門を特殊会社化する法案が成立し、平成 18 年 4 月 1 日 (予定) に会社が設立される場合、会社設立の登記に係る登録免許税及び N E D O から出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録に係る登録免許税を免除する。

2 . 重要改正事項 (要望項目以外) 「 」内は平成 17 年度税制改正大綱から引用

個人所得課税に係る定率減税の見直し

17 年度 所得税 控除率 2 0 % → 1 0 % 控除限度額 2 5 万円 → 1 2 . 5 万円 (18 年 1 月 ~)

個人住民税 控除率 1 5 % → 7 . 5 % 控除限度額 4 万円 → 2 万円 (18 年 6 月 ~)

増税見込み額 17 年度 約 2 千億円、18 年度 約 1 兆 4 千億円 (自民党税制調査会資料による)

「なお、今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々
の経済状況に機動的・弾力的に対応する。」

18 年度 「わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる三位一体改革の一環として所得税から個人住民税への制度的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う」

税源移譲

平成 18 年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現する。

- 個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施
- あわせて、国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う
- 18 年の通常国会で税法を改正し、19 年分の所得税及び 19 年度分の個人住民税から適用

平成 17 年度は、暫定措置として所得譲与税により 1 兆 1 , 1 5 9 億円の税源移譲を行う。

- 都道府県へ5分の3（6,695億円）市町村（特別区を含む）へ5分の2（4,464億円）を譲与

自動車税・軽自動車税

県境を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算については、廃止する。

平成18年4月1日以降の県境を越える自動車の転出入について適用することとし、それまでの間、納税義務者等に対し制度の改正に係る周知徹底を行うなど、円滑な実施のため十分な対策を講ずる。

自動車税・軽自動車税の制限税率の引上げについて検討する。

住宅税制の拡充（住宅ローン減税の対象に耐震住宅を追加等）

下記の特例の対象に、「新耐震基準等」に適合している既存住宅を追加する。

- 住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン減税）
- 特定の居住用資産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例等

[従来の要件]

耐火建築物 : 築後25年以内
非耐火建築物 : 築後20年以内



[改正後の要件]

耐火建築物 : 築後25年以内
非耐火建築物 : 築後20年以内

又は

地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅

民法組合等に係る課税の取扱い

個人 任意組合の組合員（自ら組合事業に深く関与している者を除く）の不動産損失については、所得税法上生じなかったものとみなす。

法人 任意組合等の組合員（自ら組合事業に深く関与している者等を除く）の損失については、出資額の範囲までしか認めない。

金融所得課税

金融先物に係る課税を、総合課税から、有価証券先物や商品先物と同様、申告分離課税（雑所得）とし、これらの間での損益通算及び損失の3年間の繰越控除を可能とする。

特定口座で管理されていた株式につき、発行会社の精算結了等による無価値化損失が生じた場合には、一定の要件の下で、株式等の譲渡損失とみなす。

3. 検討事項

金融所得課税一元化の推進

「わが国金融・証券市場の透明性、公平性、効率性を高めるとともに、個人の株式投資を促進するため、金融機関のシステム構築といった面にも配慮しつつ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく。その際、国債の大量発行下における個人保有の拡大策について、金融を取り巻く状況等も踏まえつつ、引き続き検討する。また、納税者番号制度については、適正・公平な課税の実現、納税者の税制への信頼の向上に資するものであり、制度の仕組みと目的を明らかにしながら、番号利用にかかるコスト、経済取引への影響、プライバシー保護の問題等について検討を行い、国民の理解を得つつ、その導入に向けた取組みを行う。」

電気・ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の適正化

「現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の４業種については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する。」

交際費課税

「交際費課税については、これをめぐる種々の指摘に鑑み、交際費等の範囲について、その実態等を踏まえつつ、課税上の運用の明確化のための検討を行う。」

< 長期検討事項 >

- 産業活力再生特別措置法に基づく三角組織再編に係る課税繰延の特例措置等の創設
- 中小企業の事業承継の円滑化に資する税制措置の整備

第5章 財政投融资の概要

1. 平成17年度経済産業省関係財政投融资計画の概要

平成17年度経済産業省関係財政投融资計画の概要

平成16年12月

経済産業省

. 総括表（産投出資のみの機関は除く）

（金額単位：億円）

区 分	平成16年度		平成17年度			
	財投規模	事業規模	財投規模	前年比	事業規模	前年比
中小企業金融公庫	12,658	19,000	14,172	+12%	18,300	▲3.7%
商工組合中央金庫	100	18,500	100	±0%	18,000	▲2.7%
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	6	88	6	±0%	119	+35.2%
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	742	12,912	666	▲10.2%	16,087	+24.6%
合 計	13,506	50,500	14,944	+10.6%	52,506	+4.0%
国際協力銀行	10,746	18,400	10,976	+2.1%	18,200	▲1.1%
日本政策投資銀行	8,750	11,780	8,480	▲3.1%	11,680	▲0.8%
国民生活金融公庫	27,500	36,805	24,900	▲9.5%	35,184	▲4.4%

注1) 太字は経済産業省所管機関。

注2) 「事業規模」は「財投規模」に自己資金額等を加えたもの。

注3) 産業投資特別会計（社会資本整備勘定）融資額を含む。

注4) 予想しがたい経済事業の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、弾力条項の発動により中小企業金融公庫の事業規模は最大2兆6,575億円、国民生活金融公庫の事業規模は最大4兆3,650億円をそれぞれ確保することが可能。

注5) 商工組合中央金庫の貸出規模については、実需に応じ債券発行等による資金調達を的確に行い、所要の規模を確保する。

注6) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、国家石油備蓄事業分。

. 主要施策項目（政策金融関係）

1. 新産業創造戦略を核としたイノベーションの創出

○新産業の創出・活性化 【政策銀】

新産業創造戦略に基づく重点7分野（ ）における技術やノウハウの事業化など、経済活性化の原動力となるようなベンチャー・中堅企業等の取り組みを支援する。

（ ）燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツ、健康・福祉・機器・サービス、環境・エネルギー・機器・サービス、ビジネス支援サービス

○電子タグの本格的普及の促進 【政策銀】

流通や在庫管理の効率化、商品の追跡管理など、電子タグを本格的に活用するために必要な情報化投資を促進する。

○福祉・医療関連機器の普及促進 【政策銀】

国民の多様なニーズに応える福祉機器や、画像診断装置などの高度医療機器の開発・普及に取り組む事業者を支援する。

○産業・企業再生を通じたコーポレートシステムの改革 【政策銀】

産業活力再生特別措置法等を活用し、企業の事業再編や事業革新などへの支援を引き続き推進し、我が国産業の活力の再生を図る。

２．中小企業の活性化と地域経済の再生

* 中小企業向け融資制度については、貸付制度の整理統合を行い、借り手である中小企業にとって分かり易い簡素な体系とする。

（１）創業・新事業展開に対する支援

○創業・中小企業の経営革新等への総合支援 【中小公庫・国民公庫・商工中金】

現行の「中小企業経営革新支援法」、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」及び「新事業創出促進法」を統合して、より分かり易い体系に一本化するとともに、新連携（ ）への支援を強化し、市場に挑戦する中小企業を支援する。

（ ）中小企業が技術・ノウハウを摺り合わせ、市場化を念頭に置きつつ、それぞれの「強み」を相互補完する形で連携して新事業への進出等を図る活動のこと。

○第三者保証人等を不要とする融資の拡充 【国民公庫】

第二創業（経営多角化、事業転換）や雇用の増加を図る中小企業について、第三者保証人等を不要とする融資の限度額を１，５００万円から２，０００万円に拡充する。

（２）産業金融機能の高度化を通じた資金供給の円滑化と再生支援

○証券化支援業務の推進 【中小公庫】

民間金融機関による中小企業向け無担保融資を拡大するために、本年７月から取扱を開始した証券化支援業務を引き続き積極的に推進する。そのため、対象となる中小企業向け貸付債権を財務面から見て平均的な中小企業に拡大するとともに、中小公庫の劣後保有の割合を２％から５％まで拡大させる。

○担保や保証に依存しない融資の推進 【中小公庫・商工中金】

中小企業の信用リスク等に応じた適切な上乗せ金利の負担及び財務面・経営面についての約束等を前提として、中小企業者の選択により、担保の全部又は一部を不要としたり、経営者の個人保証を免除する制度を幅広く導入する。

○地域企業の信用のネットワークの維持・円滑化 【政策銀】

地域における企業相互の信用のネットワークが維持されるよう、地域金融機関と日本政策投資銀行が協調して、地域の資金が地域に流れる新たな道筋を作る。

- 事業再生への着実な支援 【政策銀・中小公庫・国民公庫・商工中金】

地域社会にとって不可欠となっている事業再生を、民間金融機関と連携して引き続き支援する。

３．エネルギー環境政策の推進

（１）地球温暖化対策の着実な推進

- 省エネルギー対策の総合的な推進 【政策銀】

省エネルギー対策の抜本的な強化を図るため、制度の大括り化を行うとともに、トップランナー機器の普及を促進する取り組みや省エネルギーをビジネスとして行う事業を支援する。

- 物流の効率化の促進 【政策銀・中小公庫】

物流効率化新法(仮称)を制定するとともに、同法に基づく環境への負荷の低減に資する物流効率化の取組を支援する。

（２）循環型経済社会の構築

- ディーゼル排出ガス問題への的確な対応 【政策銀・中小公庫・国民公庫】

世界で最も厳しい排出ガス規制である新長期排出ガス規制の開始(平成 17 年 10 月)に対応するため、規制に適合した自動車を購入する事業者を支援する。

- 揮発性有機化合物の排出抑制の促進 【中小公庫・国民公庫】

浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成原因となる揮発性有機化合物の排出抑制を行う事業者を支援する。

．財投機関債について

財投改革後の資金調達については、各財投機関は財投機関債の発行のために最大限の努力、検討を行うこととされているところ。

当省所管機関の対応は次の通り。

- 中小企業金融公庫については、来年度財投機関債 2,400 億円(16 年度 2,400 億円)の発行を予定。
- (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構については、今後も発行に向けた検討を継続。
- 商工組合中央金庫については、既に所要資金の大半を商工債券等で自己調達(17 年度商工債券発行予定額 3.6 兆円)。

．産業投資特別会計(産業投資勘定)の概要

* () 内は 16 年度計画

- (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEEDO)

政策重点分野において民間事業者が行う基盤技術の試験研究を支援するために必要な資金を確保。

103 億円(104 億円)

うち、小型航空機(30～50 席クラス)研究開発分野における基盤技術の試験研究(試作機開発、飛行試験等)

30 億円(新規)

- 中小企業金融公庫

民間金融機関等による証券化を支援し、中小企業に対する無担保の資金供給の円滑化に必要な資金を確保。

40 億円(40 億円)

○ (独) 中小企業基盤整備機構

新産業の創出に資する起業家育成施設の整備に必要な資金を確保。

23 億円 (23 億円)

○ (独) 情報処理推進機構

公共性は高いものの、民間だけでは十分な取り組みが期待できない戦略的ソフトウェアを開発するために必要な資金を確保。

6 億円 (10 億円)

合計 172 億円 (177 億円)